

8 ジェンダー統計研究・ジェンダー統計動向

伊藤陽一

目次

- I 女性予算 (Women's Budget)・ジェンダー予算 (Gender-Budget) をめぐって (04年4月)
- II ICTとジェンダー問題・ジェンダー統計 (04年8月)
- III 女性に対する暴力と統計(05年2月)
- IV 統計指標論とジェンダー関連統計指標(05年4月)
- V ジェンダー統計とは何か①: ①簡単な定義と従来論議の再検討 (05年9月)
- VI ジェンダー統計とは何か②: 統計の認識論的機能と統計学 (05年12月)
- VII ジェンダー統計とは何か③: 統計活動と社会統計学へのジェンダー統計運動・理論の貢献
(06年4月)
- VIII ジェンダー統計とは何か④: 統計利用論補足1: 「原因—現状—結果」図式再考 (06年8月)
- IX ジェンダー統計とは何か④統計利用論補足2: 男女共同参画計画・政策の「評価」と統計
(06年12月)

I 女性予算 (Women's Budget)・ジェンダー予算 (Gender-Budget) をめぐって

創刊にあたって、この部会ニュースが、ジェンダー統計を中心として、ジェンダー研究へも広がりを持つ情報を提供して部会員に資することを願い、数あるトピックスの中から、日本ではこのタイトルで論議されることが少なかったと思われるジェンダー予算について、筆者の把握にひきつけて研究・運動動向を紹介し、いくつかコメントしたい。

1 女性予算・ジェンダー予算とは？

筆者なりにまとめれば、「国と地方の各レベルの政府の予算(収入と支出)の在り方と項目別金額が、女性、あるいは女性と男性の両方に(これまで)どう影響を与えてきたか、(現在)与えているか、(今後)与えるかを検討しながら、予算を男女平等に向けての重要な手段として利用しようとする論議・研究であり、運動」である。

男女平等に向けての大部分の施策(貧困女性救済、就学での男女平等、女性起業・起業支援、両立支援・・・)は予算措置をもって推進されてきた。ジェンダー不平等の現状把握にはじまって原因機構を分析し、解決策をたて、これを実施する過程は予算とかかわることが多かった。したがって、ジェンダー予算の一部は、早くから各国でとりくまれていたといえる。

しかし、改めて「女性予算」あるいは「ジェンダー予算」(その他の呼称も多々ある)といわれるのは、(i)男女平等政策の立案・実施の過程で予算が重要な手段であることが改めて認識され、(ii)長くジェンダー中立的と考えられてきたマクロ経済政策がジェンダー・バイアスを持つことが指摘

され、マクロ経済政策の重要な道具である予算もまた、ジェンダー・バイアスを再生産し、広げる内容を持っていることが指摘されて、予算過程の改革がめざされたこと、(iii)特に1990年代からうたわれているジェンダー視角の主流化(メインストリーミング)という考え方が重視されて、財政・予算論議と予算の実際過程に、ジェンダー視角を導入することが意識的に追求され、予算の全分野、過去と現在をジェンダー視角から検討し、ジェンダー平等をめざして活用することがめざされ、等によると思われる。

2 経過と内容

(1)経過

女性予算やジェンダー予算その他類似の多様な名称を持つこの予算運動は、経過的には、1984年にオーストラリア、カナダに1993年、南アフリカ連邦で1994年、英連邦事務局(Commonwealth Secretariat)のプログラムが1995年に開始された。英連邦40カ国のうち20カ国が取り組み、世界的に50カ国において実施されているといわれている。経過の中では、出発となったオーストラリアにおいて、一部の地方を残してこの運動が消滅した点には留意を要する。しかしこの運動の影響は大きく、多様な発展があり、カナダの対案の連邦予算(Alternative Federal Budget)、UNDPでの人々中心の予算(People-centered Budget)論議(貧困削減とジェンダー、さらに持続可能な環境の見地を含む)に及んでいる。

(2)その内容・担い手など

この運動は、

①内容的には、(i)予算内容が女性と男性、少女と少年に与える影響の分析、(ii)修正提案あるいは批判的声明、(iii)予算の立案・予算作成(への参加)、のいずれか、あるいはこれらの多く、を行っている。

②その検討が及んでいる範囲は、(i)支出(特定項目、全般)、(ii)収入、(iii)支出と収入の両方、である。具体的項目では、いわゆる両立支援的といった項目から、貨幣政策や国際貿易などのいわゆるマクロ経済的項目をも射程においている。しかし、これらの全項目に及ぶ検討ははまだ弱く、イギリスのケース以外は支出の検討に重点がおかれているといわれる。

③運動の担い手は、政府予算作成当局との関係で、(a)政府外部、(b)政府内部(予算当局と男女平等機構や計画機関との多様な関係の下で)、(c)政府内部と政府外部の連携、であり、国際機関の支援が加わる。予算の検討は、一定の専門性を必要とする。運動の側での専門家の獲得・育成と、一方で専門家とより多くの草の根(非専門家)の参加・連携が重視されている。

④これに対応して、この運動では多くの場合に、(i)予算作成過程への住民の参加が重視され、(ii)これとの対応で政府予算の透明性(予算内容や形成過程論議の情報公開)や説明責任、公衆に対する分かり易い説明、【(i)、(ii)をあわせて、予算作成過程の民主化】が要請され、追求されている。(iii)政権自体による場合、あるいは政権と連携している場合に初めて、検討のための詳細情報の獲得と予算形成過程への有効な関与が可能になる。(iv)この運動の多くが、政権の交替(オーストラリアやUKの労働党の選挙公約→政権掌握、1994年の南アフリカ連邦での民主的政権の登場など)あるいは、政府自体の北京行動綱領等への積極的コミットメント、等によって開始されている。

3 ジェンダー統計との関係

「分析的政策用具の開発、影響の評価、そして政策の監視のひとつの大きな障害は、適切なデータの欠如である。この問題はジェンダー区分のあるデータの領域で特に深刻である。このようにして、一般の、そして特にジェンダー区分のあるデータの、より優れた収集が必要である」というの

が UNDP 論文の言い方である。ジェンダー統計を「ジェンダー問題に関わる統計」という伊藤の理解からは、(i)多くの場合にジェンダー区分の必要に帰結されると思われるが、(ii)区分にいたらなくても、マクロ的予算項目のジェンダー関係への影響を数量的・統計的に検討することもまた、いわば財政統計（予算統計）のジェンダー視角からの検討として、ジェンダー統計論議の一角に位置する、ことになる。

4 日本について考える 日本の中央政府に例をとるなら、財務省主計局が予算作成を担い、国会の予算委員会が論議し、公聴会も開かれ、野党が対案を提起する形—ひとまずは、形式的には民主主義—をとっており、主として地方自治体において、市民サイドからの予算検討・要求運動—自治体予算分析活動—がとりくまれている。政府予算ではないが、私立大学予算分析活動その他の労働者あるいは市民サイドからの各種予算の検討運動もある。あらゆる場面において、予算が政策・計画の具体的実施・非実施の要（かなめ）だからである。ジェンダーに関しては、市川房枝記念会と日本婦人有権者同盟が省庁の担当者から関連予算の説明を受けて質疑する「聞く会」（2004 年第 41 回）が長く続けられており、まとめの表を参画局が示す形をとっている。政策の影響に関しては、男女共同参画会議の専門会議が、すでに「影響調査」に取り組んでおり、報告書も出されている。ここでの検討結果もあって、いわゆる「専業主婦」への税控除が再検討・廃止の方向に向かっている。これは歳入の重要項目に焦点をあてたジェンダー予算活動の日本版と位置づけることができる。地方レベルでは、予算当局をふくめてジェンダー運動からの予算の特定項目の検討論議は行われているはずである。国際的なジェンダー予算論議の中では言及されてはいないがすでに一定の取り組みがある日本において、国際的ジェンダー予算の運動と論議はどう受け止められるべきか。

第一に、ジェンダー予算運動は、英連邦のオーストラリア等での 80 年代からの取り組みはあるが、国際的論議としてはごく最近のものである。そして日本でも体系的な論議あるいは草の根と連携しての運動としては、なお十分とはいえないといえよう。この状況下では、各国の特殊性をもったジェンダー予算の運動経験や論議は、ジェンダー・メインストリーミングに向けて日本でも十分に参考になる、とまず一般的に言ってよい。他方で、日本の経験からの国際的発信がありえてよい。注目すべき三点だけを指摘すると、第二に、この動きは、マクロ経済政策（およびその基礎になっているマクロ経済学）へのジェンダー視角から批判的検討と連携している点では、検討が開始されて間もないのだが成果が注目される。第三に、この運動の初期からの一貫したリーダーの 1 人である Debbie Budlender が「ジェンダー・センシティブ＝親貧困者（pro-poor）か」で、ジェンダー予算イニシャチブが自動的に貧困者のニーズを取り上げるという前提は正しくない」と指摘している点、ジェンダー予算運動が、人々中心(people-centered)予算【内容的には貧困者とジェンダーに重きをおく】への展開を一部にふくむ点がある。これは日本での専業主婦の税控除廃止に向けての論議の一部に重なり、更に言うなら「階級・階層とジェンダー」の理論にも関わる。第四に、予算形成は、関係者のニーズのぶつかり合いの調整過程でもあり優先度の選択をどうするか焦点である。各国はこれにどう対処してきているかが注目される、等々である。

5 文献・website—ジェンダー予算運動の諸バージョンの紹介—

①最新文献：Debbie Budlender and Guy Hewitt(2003) *Engendering Budget: A Practitioner's Guide*-----, Commonwealth Secretariat, ②各国事例：D Budlender, D.Elson, G Hewitt& T.Mukhopadhyay(2002) *Gender Budgets Make Cents*, Australian Agency for International Development, Canberra and the Commonwealth Secretariat, ③D.Budlender & G.Hewitt (2002) *Gender Budgets Make More Cents*, Gender Affairs Department, Commonwealth

Secretariat, ④Niilufer Cagutai & others(2002)”Budget as if people mattered : Democratizing Macroeconomic Policies”, *SEPED Conference Paper Series #4*, UNDP, 【邦訳：統計研究参考資料 No.92 所収】⑤UNDP の Poverty Page の poverty related resources に簡単なリンクがある。⑥UK: Women’s Budget Group—www.wbg.uk, ⑦カナダ:www.policyalternatives.ca/afb/afb.html, ⑦その他, UNIFEM (www.unifem.org)がこれを重視し始め, その他, 世界銀行や市民団体による予算活動は様々のニュアンスを持って展開している (www.internationalbudget.org)。

II ICT とジェンダー問題・ジェンダー統計

ICT (Information and Communication Technology) とジェンダーおよびジェンダー統計の問題は, 国際的, 国内的に大きくは取り上げられずにきている。しかし, 日本では注目が少ないが, この分野でも論議は国際的に進行中である。そこで今回は, 「ICT とジェンダー, ジェンダー統計」をとりあげる。

1 問題の所在

北京行動綱領では, 12 重大問題領域中のメディアの項目でふれられ, 2000 年会議のいわゆる成果文書のメディアに関わる第 28 項で「地方, 国内および国際の各レベルで女性によるメディア・ネットワークが構築され, 世界的な情報普及や意見交換, さらにメディアの仕事に携わる女性団体への支援に貢献をしてきた。情報通信技術, とりわけインターネットの発達により, 女性や少女のエンパワーメントに向けてのコミュニケーションの機会が改善され, これが, 知識の共有やネットワーキング, 電子商取引活動の分野で貢献する女性の増加を可能にした」こと, 第 29 項が, 「女性に関する否定的で, 暴力的, そして/あるいは品のないイメージが, 幾つかの場合に, 新しい通信技術を利用して様々な形で増加している」こと, 「貧困, アクセスや機会の欠如, 非識字, コンピュータを使いこなす能力の不足, 言語の障壁のため, インターネットを含む情報通信技術の利用はある女性には閉ざされている」ことを指摘した。

ICT とジェンダー問題は, 最近までメディアとの関連でとりあげられることが多く, 独立して論じられることは広くは行われなかった。しかし, 第一に, ICT の発展が, 貧困やジェンダー問題—性別格差・差別その他—を深刻化させる現実的側面や可能性を持つていること, この打開策が必要である一方で, これら諸問題の克服に向けての活用の可能性を持ち, 第二に, 特に, 現代と今後の生活の全領域に普及しつつある ICT に関しては, 訓練機会したがって活用の機会が少なく遅れがちな女性を重視して ICT リテラシーを高めることが不可欠であること, 第三に, ICT は新しい経済活動, 在宅勤務など労働の形態の変化, また草の根からの市民社会の活動, NGO 活動などが, 情報の生産と保有をこれまで独占してきた政府やメディアの枠を超える新たなコミュニケーションの手段を提供していること, などの可能性をもたらしていること, 等がある。これらを念頭においた現状の把握, 性別格差を追求する研究・論議, 施策の展開が急がれており, この関連下に統計による把握 (ジェンダー視角からの ICT) の重要性がクローズアップされている。本稿では, これらについての動向と論議を紹介し, コメントする。

2 ICT とジェンダー：経過と論議動向

2.1 現在の情報源 この ICT とジェンダーをめぐる情報や論議の現時点での情報源を予め示しておく。①Women Watch の国連ジェンダー・女性問題の資源の案内—重大関心領域テーマ別の「女

性とメディア」 (www.un.org/womwnwatch/asp/user/・・・)サイト:メディアを中心に、UNESCO や FAO のサイトへのリンクであるが、コミュニケーションや情報がとりあげられ、本稿の問題に関わる情報もある。②世界情報サミット(後述)・ジェンダー・コーカス(www.genderwsis.org): WSIS で宣言にジェンダー視角を導入するために活動した。関連資料を掲載。③UNIFEM: 上述のコーカスの立ち上げを支援した UNIFEM は国連機関の中では早くから、ICT と女性問題に注目し活動してきた。WSIS 終了後は、情報はウェブサイトのトップには出なくなったが、国際的なプロジェクトを進めている (www.unifem.org/campaigns/wsis/unifems_work.htmあるいは、特に同左+/wsis/resources に国連他の resources サイト掲載)。④ITU(国際電気通信連合: International Telecommunication Union)のジェンダー問題サイト (www.itu.int/gender/index.html): 古い歴史を持つが国連成立後、専門機関の1つとなった。WSIS の主催機関であり、ジェンダー問題についても一定の取り組みがある。⑤インストロー (un-instraw.org/en/research/gender_and_ict/): インストローもこの問題を取りあげ、WSIS に向けてタスクフォースを組んだ。主としてウェブ上での論議・情報交換をしている。このサイトの resources は国際的に関係する研究者等をリストしている。⑥政府機関と NGO をふくみ、特定地域の活動を取りあげた大規模な案内 (www.learninchannel.org/article/archive/175), ⑦アフリカの ABANTU for Development (www.abantu.org) 関連の諸サイト (www.femnet.or.ke 他) が注目される。⑧その他、以上に国際的に連携する各国機関がある。

2.2 全体的経過 ICT の発展自体が主としては 1980 年代後半以降のことであり、大規模かつ急速な展開をみせるのは、1990 年代であり、ICT とジェンダーの論議も、ごく最近のことである。まず、1990 年前後から若干の研究・論議があらわれ、北京女性会議前後から次第に拡大してきた。ICT と人間開発、女性と科学技術等の脈絡でとりあげられており、やがて、ICT とジェンダーに絞ってとりあげる文献も 1990 年代後半から現れる。UNCSTD(United Nations Commission on Science and Technology for Development: 国連開発のための科学技術委員会)のジェンダーワーキンググループの 1995 年の報告、1995 年 11 月の ABANTU for Development の ICT 部門の政策に関する会議、1998 年に ITU のタスクフォースが設置されて、年次会合を開き、その他の関連会議も広く開かれてきている。2.1 で示した機関の他に、国連女性の地位向上委員会の他、EU や英連邦事務局、EU の取り組みあり、開発における ICT の重要性に注目して、アフリカ他の地域的会議が盛んである。

3 WSIS とジェンダー視角の導入

3.1 WSIS ICT とジェンダー問題が広く関心を呼ぶに至ったのは、2003 年 12 月の世界情報サミット (WSIS: World Summit on Information Society) の第一局面 (ラウンド) をめぐってである。このサミットは、国際電気通信連合 (ITU) の主導下に、2003 年 12 月 10-12 日にジュネーブで第一ラウンドが開かれた。ICT に関する歴史上もっとも大きな国際会議であった。この第一ラウンドでは、政府間の取り決めである宣言と行動計画を発した。会議においてはインターネット管理について、国際組織があたるべきとする意見と、米国籍の非営利団体 (ICANN) があたる現行方式を支持する意見、またデジタル・デバイド解消のために、新規のデジタル連帯基金を設立するべきとする意見と現行の国際機関や各国間協力により、とする意見などの対立があり、2005 年のチュニジアでの第二ラウンドでこれらを解決しようとしている。WSIS については、国際機関をはじめ多くの団体のウェブサイトはこの動向を大きく伝えている【web 検索では 25 万件があがってくる】。これに対して市民的関心がこれらの文書には十分には反映されていないとして NGO を中心とする市民社会総会が「市民社会宣言」を発した。

3.2 WSIS での宣言および行動計画とジェンダー・コーカスの活動 他の国際会議と同じように、会議の宣言・行動計画については、多くの関係者が草案を検討して、最終的な文書に至る。会議の

開催は 1998 年に提案があり、2001 年 12 月の国連総会で決定され、世界各地域での会議を配置しながら、準備委員会 (PreCom) 【第 1 回：2002 年 7 月、第 2 回：2003 年 2 月.17-28、第 3 回：9 月.15-26】 の場で宣言と行動計画文書の準備が進む。この過程で NGO の参加や主張の取入れに対する消極性が問題になっていた。

最終的な宣言と行動計画については、この深い検討は別の機会に譲ることにして、まず宣言から簡単に見よう。宣言は、第一に、A の「情報社会に関する共通のビジョン」で、世界人権宣言、ミレニアム開発目標、ウイーン宣言、国連宣言等を前提すること、第二に、デジタル・デバイドの克服を語り、ICT それ自体が目的でなく、すべての人々の生活の質を恒常させ、対話を促進する手段であること、第三に、特定の階層、すなわち、若者、移民・高齢者・障害者、貧困者、原住民、島嶼国・内陸国・占領地域等とともに、12 項で女性の地位向上と意思決定への平等で完全な参加のための手段とすること、をうたい、B では 10 の重要原則をうたっている。

他方で、行動計画は、A：序文、B：目標、目的、到達目標、C：行動の基本方針として C1～C11、D：デジタル・ソリダリティの課題、E：フォローアップおよび評価、F：WSIS 第二段階 (チュニス) に向けて、の大項目の下に 29 項目からなっている。

UNIFEM が支援して 2002 年 5 月に発足した WSIS ジェンダー・コーカス (GC : www.itu.int/ITU-D/gender) は、この宣言・行動計画にジェンダー視角を導入する活動を展開した。9 月 15-26 日の準備会議へ向けてのこれら文書の草案への GC の修正提案が公開されている。これには、CS の草案に対する立場と宣言・行動各項の修正案が示されている。立場では、経済発展における女性の重要な役割、指導者・意思決定者への女性の包含、政府代表にジェンダーと ICT 専門化をふくむ女性を少なくとも 30% ふくめるべき、市民社会および産業の代表としての女性を奨励すること、ジェンダー平等と ICT の相互作用についての研究の必要等、をうたい、現行草案ではジェンダー格差の存在や拡大への認識の低さ、既存のジェンダーその他の不平等の下では技術は、その概念、企画、実施において中立的ではないこと、性別の尺度や分析がなければ、情報社会での平等の前進や、深い影響を認定できないこと等、をうたい、行動計画に修正を加えたものである。

ここでは、ひとつにはこの時期になお、宣言・計画案は、ジェンダーに無関心であり、GS が大掛かりな修正案を提起したことを確認しておこう。

実は最終的に取り決められた宣言と行動計画の表現は、この時点での草案から大きく書き換えられており、草案や GC の修正案との対応は容易にはつかないほどになっている。

確かに、最終宣言と行動計画には、社会的に弱い立場の人々 (9e, f, 10c, g) や先住民をうたいこみ、さらにジェンダー視角にふれる文言は若干織り込まれた (11g, 18b, 19c, 23h, 25c, 27, 28a)。さらに、この会議の終了にあたって UNIFEM の代表他が、ジェンダー平等に向けての勝利を宣言している。しかし、これらの修正は勝利なのであろうか。

3.3 WSIS 市民社会の宣言 上述の政府間取り決めとしての公式宣言と行動計画の一方で、市民社会グループが 12 月 8 日に「我々の声と、我々が共同で表明した一般的関心事項は、サミット文書において、十分には反映されていない」として、市民社会宣言 *Shaping Information Society for Human Needs* を発した。これは、1 我々が理想とする社会、2. 中心的原則と課題 [2.1: 社会的正義と人中心の持続可能な開発、2.2: 人権の中心的役割、2.3: 文化、知識および公共的領域、2.4: 利用環境の整備]、3. 結論、から構成されており、公式の宣言・行動計画文書より長い。

この市民社会宣言は、1 の「理想社会」で、男女平等、すべての世代の男女の参加を、2. 中心原則および課題の冒頭で、両性の平等を、うたい、2.1.3 でジェンダー公正、2.2.6 で女性の権利、という独立のセクションを設け、結論では、公正な情報社会の完全な実現のためには、その概念と手段および実施における市民社会の完全な参加が必要であることなど、を指摘している。

公式の宣言・行動計画は、政府間取り決めとして各国での今後の取り組みの進捗が監視・評価されるものである点で、重要な文書である。他方で、内容的には、市民社会宣言の方が、ジェンダー平等の追求においては、より明確である。市民社会宣言は、この点で ICT とジェンダーに関して、基準文書というべきである。

4 ICT とジェンダー問題研究

ICT とジェンダー問題の研究は、上述の動向に対応しているが、UNCSTD の Gender Working Group が科学技術とジェンダー、開発問題にかかわる研究の一部として取り上げ、1998年に ITU のテレコミュニケーション開発局 (BTD) 局長の準諮問機関として設置されたタスクフォースでより本格化し、研究が広がりを見せはじめている。最近の研究の中心人物の 1 人は G.M.Marcelle である。Marcelle は、論者が無批判的なまま世界情報社会の登場を告知したり、ICTs の普及を構造的、制度的脈絡の中で検討していない、と批判的指摘をし、「ICTs の急速な普及は、持続可能な人間開発 (SHD: Sustainable Human Development) とジェンダー平等に、危機と機会の両方を創り出す。というのは、この普及の主たる力は、自動的に SHD とジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けて展開するものではないからであり、・・・多くのレベルで積極的な介入が必要である」という見地にたち、多面的な前線での介入の課題を主張する、と語る。Marcelle は、第一に、ICT 部門の変革がないまま女性を統合するのではなく、ICT 部門の変革—ICT 企業内での高い地位での女性の少なさ、企業内のフレキシブルな雇用慣行によるペイ・エクィティの実施可能性の低さ、企業内での組織文化などの価値 (攻撃的、危険を冒すこと、目標がただひとつで速やかな決定と「帳尻」意識) が女性に不利に働いていること—が必要であること、第二に、ICT 市場に関しては、その構造が、支払い能力のある富裕国の女性を除いて、消費者としては女性は少なく、その選好が知られることのない潜在的消費者は、商品とサービスの提供を受けることができず、SHD への影響は小さくなること、ICT 市場に向けての政策と規制は、国際機関をふくめて、ジェンダー化されていること、第三に、特にジェンダー統計に関わる点を抜粋すると、「ICTs と開発のデータを収集している ITU のような組織は、質的指標ではなく、量的指標に大きく依拠しており、ジェンダーで区分したデータを集めていない。数量的方法を使っているデータ系列や調査は、ICTs への女性のアクセスに対する民間市場の影響をもっと明確に示す必要がある」、「現在の状況を改善するためには、ICT の意思決定過程への女性の参加についてのデータを定期的集め、時間的な傾向をたどり、しっかりと監視し、上級の地位への女性の登用に関してロビー活動をする必要がある」等を語る。

さらに Marcelle は、ICT 領域でのジェンダー関係の変革の課題をとりあげ、ICT を女性の地位向上のための道具とすることについて、情報の収集と配布、運動の組織化、女性の人権の監視・保護、安価な手段の提供、生産システムへの女性の統合や世界市場での女性に関する活動の成功例は少ないが、活用の余地があることを指摘し、アイデアや研究の展開を振り返り、特に国際機関—ここでは民間の利害関係者をふくむ多角的開発機関が重視される—や国内機関の制度改革等を論じている。

5 ICT とジェンダー統計

これら ICT とジェンダー問題が、どうジェンダー統計の問題にかかわるか。国際的な取り決めとなった WSIS の行動計画は、先に見たように、E. フォローアップおよび評価、を持つ。その第 28 項は「行動計画の目標、目的および到達目標の実施のフォローアップのために、様々な国の事情を考慮して、比較可能な統計的指標や研究結果を通じて、現実的な国際的パフォーマンスの評価と (質的および量的な) ベンチマーキングを開発しなければならない。

a. 関係各国と協力して、ICT 開発（デジタル・オポチュニティ）合成指数を開発し、この指数は『ICT 開発報告書』に毎年あるいは隔年毎に発表することができる。この指数には統計を示すことができるが、報告はジェンダー分析を含めて、各国の事情に基づいて政策とその実施に関する分析作業が示されることになる。b. 地域社会のつながり指数を含む適切な指標とベンチマーキングは、国内および国際的な次元でのデジタル・デバイドの大きさを明確にし、それを定期的に評価し、ミレニアム宣言をふくむ国際的に合意された開発目標を達成するための、ICT 利用の世界的な進捗状況を監視するものでなければならない。・・・d. 資金を提供した ICT プロジェクトが、女性と少女に与える影響を評価するために、ICT の利用とニーズに関するジェンダーに即した指標を開発し、パフォーマンスの測定可能な指標を確認すべきである。・・・f. すべての国と地域は、情報社会に関する統計情報を提供するため、その重要な側面についての基本的指標と分析を伴った道具を開発しなければならない。開発のレベルの違いを考慮して、一貫した、国際比較可能な指標体系を構築することを優先しなければならない」と記述している。

ICT の経済や社会への浸透自体を、統計によってどう把握するか自体が、IAOS ほか国際的な統計論議の重要なテーマになって数年たつ。国際的にも国内的にも、計画や政策は、今日ではその実施状況が監視・評価されるものとなっている。この点からも、統計と統計指標は不可欠である。これに加えて、この ICT をめぐる状況の統計による把握はジェンダー視角をしっかりと導入して行わなければならない。これらは、統計生産と提示、統計指標の開発、そして統計分析等に関して、統計研究の大きな未開拓の領域を提供しているといえる。

ICT 分野のジェンダー区分を持つ統計の研究もなお、わずかである。そのひとつである N.J.Hafkin(2003)は、統計なしでは可視性がないこと、ICT はエンダー中立的ではないことを指摘して、ICT に関して、アクセスと利用、内容、雇用、教育、ICT テレコミュニケーション政策、テレコミュニケーション・ICT での意思決定における代表性、テレコミュニケーション・ICT の男性と女性への影響についての統計の必要を語り、政府統計とマーケットリサーチ会社の統計を幾つかの国について検討し、この分野の統計は少なく、統計収集に関して体系的アプローチあるいは調整された方法はないことを指摘している。

以上では ICT にそくしたジェンダー問題・ジェンダー統計について述べてきたが、ICT の活用自体がジェンダー問題に関する情報、そしてジェンダー統計を生産し、配布するための国際的な、そして特に、NGO など政府情報や主要なメディアから排除されている者にとっても、有力な手段である。この点で、ICT とジェンダー問題・ジェンダー統計は、より大きな意味を持つ。

6 日本における ICT—知識社会の強化・推進とジェンダーおジェンダー統計視角

日本は、電子装置内臓の家電製品、ノートパソコン、携帯電話等、さらに ICT 部品での情報産業の拡大を進めながら、情報社会としての国家的戦略等において合衆国他には 10 年以上の遅れを持つと言われていた。しかし、ここ数年、情報化に備えた法律の制定、政策・計画の推進、制度整備等は矢継ぎばやに取り組みられてきている。

しかし、政府機関からの ICT 関係の情報そして推進機関の人的構成についてみると、WSIS の紹介にしても、ジェンダー視角あるいは女性の姿はなお薄いように見える。

女性関係の学会や自主的グループが、ICT とジェンダーをとりあげはじめたというのが現状である。ジェンダー統計の側からの政策監視評価や問題提起が必要である。

文献・ウェブサイト

1. WSIS に関しては、例えば、google でサーチをかけると 43 万件、yahoo でサーチをかけると

- 27万件、yahoo.japanでは10万件（04年8月上旬）があがってくる。
2. WSISに関しては、ICTのWSISサイトマップから検索すれば、関係文書は手に入る。宣言（最終案）と行動計画、および市民社会宣言の邦訳は、政府関連機関からは提供がなく、財団法人日本障害リハビリテーション協会（JSRPD）のサイトが提供している（www.dinf.ne.jp/doc/japanese・・・）。
 3. 同じく、ITUのWSISの公式サイトに、政府間宣言等とともに、市民社会宣言が各国語で掲載されている。両文書の仮訳が財団法人日本障害リハビリテーション協会の障害保健福祉研究情報システムのサイトに掲載されている。
 4. Gillman M.Marcelle(2000) “Transforming Information & Communications Technologies for Gender Equality”, UNDP, *Gender in Development Monograph Series# 9* G.M.Gillman はテレコミュニケーション関係の企業勤務経験を持ち、英連邦中心に活動してきたICTとジェンダーについての専門家である。現在では広い国際機関の助言者をつとめ、WSISのGCにも関与した。【邦訳：『統計研究参考資料』No.87所収】。
 5. Nancy J.Hafkin(2003) “Some thoughts on gender and telecommunication/ICT statistics and indicators” ITU-WICT-46E Rev1. 【邦訳：『統計研究参考資料』No.87所収】。

III 女性に対する暴力調査と統計

10年前の北京行動綱領でも重大分野として掲げられ、国際的にも国内的にも重要視されながら、統計生産・入手が困難視されてきたトピックとして女性に対する暴力の問題がある。先進各国での取り組みは1990年代以降、実情調査、予防措置、刑事司法制度備、被害者救済サービス、加害者治療などで進んできた。しかし、政府統計として示される犯罪統計が伝える情報は、その発生の氷山のごくごく一角であり、大半は可視化されないままである。いわゆる「闇数」が大きいのである。女性に対する暴力の実態に関しては、その深刻さへの認識が深まりながらも、データの信頼性への一抹の不安が残っているように見える。しかしこの問題は、精神的・肉体的に女性の生活を直接的に破壊するものとして、他の格差・差別以上に優先して取り上げられるべき問題である。日本では男女共同参加局その他の調査があり、国際的にもこの問題の調査・研究の取り組みが1990年代後半から強化されてきた。そこで今回は、「女性に対する暴力」に関して、問題全体のごく一部にすぎないが、統計の方法論的側面を中心にとりあげる。

1. 問題の所在

女性に対する暴力の問題に関して、UNIFEMのウェブサイトのトラストファンドに掲げられている文章を引用してみよう。「〇ジェンダーに基礎をおく暴力行為は、文字通り揺りかごから墓場まで破壊的に起こり続けている。他のabuseを除いて、女性に対する暴力には次のものがある。すなわち、親の男児優先による赤ん坊の選択、女嬰児殺し、性的虐待、女性性器削除、学校や職場でのセクシュアルハラスメント、人身売買、強制売春、ダウリー関連の暴力、DV、殴打、夫婦間レイプ、である。女性と少女に対する暴力は、階級、エスニシティー、文化あるいは国にかかわらず、社会のすべての部分で起きている。〇過去20年間に、ジェンダーに基づく暴力の問題への認識は劇的に変化した。1975年から1995年までの一連の女性会議や他の国連諸会議に際して、国際社会は、ジェンダーに基づく暴力の範囲と頻度を認識し、これらの暴力行為を国際的政策においてどう扱うかを再度明確にしてきた。〇ジェンダーに基づく暴力問題についての最も包括的な国際的政策の声

明は、1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力に反対する宣言」であり、1995年に北京での第4回世界女性会議での行動綱領である。○両文書とも、女性に対する暴力を、女性の人権の侵害であり、女性が社会に完全に参加し、人間としての潜在能力を発揮することを妨げる差別の一形態と規定している」。

以上によって問題は、第一に、この暴力の実情の把握は十分か、第二に、暴力問題の深刻さの認識が国際社会と各国で十分か、第三に、この問題に対する取り組み—教育をふくむ防止、退避施設、法律・警察・司法体制、被害者救済・加害者治療—が、国際社会、各国、地域において十分かであり、ジェンダー統計の視角からは、検討課題の各レベルで統計生産・分析が力を発揮しているかである。そして、なお多くの点で取り組みが不十分な理由の一つは、問題が社会の暗部に沈潜してとりわけ明るみには出がたい側面を多く持つことにある。従って統計の角度からの当面の焦点は、この問題の実情の把握における統計生産（統計調査）の在り方であろうかと思う。本稿は以下、これに関連する点に重きをおく。

2. 女性に対する暴力問題：情報源と論議動向

2.1 現在の情報源 女性に対する暴力をめぐる情報や論議の現時点（05年1月）での情報源を示す。例えば、googleで”violence against women”を検索すると935万（日本語サイトでは3万300）、yahooでは490万（1万3200）をヒットし、現在さらに拡大中である。この中から主な情報源をひろいあげる。

国連機関 ①Women Watch：国連ジェンダー・女性問題の資源の案内—重大関心領域テーマ別の「女性に対する暴力」（www.un.org/womwnwatch/asp/user/・・・）サイト：過去の基本文書の他、UNIFEM、OHCHR、UNFPAなど国連組織内の関連サイトへのリンクがある。②インストロー（un-instraw.org/）：インストローもこの問題のサイトとリンクをもつ。③UNIFEM：国連組織内で女性に対する暴力問題を委ねられており、リンクにも一定のものがある（www.unifem.org）。④国連人権高等弁務官事務所（UNHCHR：Office of the United Nations High Commissioner for Human Right）：国連組織内で当然のことながら人権の角度から暴力問題を扱っている（www.unhch.ch/women/focus-violence.html）。⑤WHO：傷害・暴力防止部（Department of Injuries and Violence Prevention）を持ち、この部のサイトが国別状況をふくめて豊富である（www.who.int/violence_injuries_prevention/）。⑥国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）：ここでも人口問題の角度から暴力をとりあげている（www.unfpa.org/intercenter/beigin/violence.html）。

民間機関 サイトの案内は⑦ミネソタ大学のViolence Against Women Online Resources（www.vaw.umn.edu/）が詳しい。⑧アムネスティ・インターナショナル—stop violence against women サイト（www.amnesty.org/actforwomen/）。

各国政府機関 ⑨カナダ政府・女性の地位委員会（www.swc-cfc.gc.ca/）、⑩合衆国司法省は、女性に対する暴力室を持ち、調査研究のウェブサイトは合衆国国内の状況について詳しい（www.ojp.usdoj.gov/vawo/）。

日本政府関係 ⑪男女共同参画局サイトが女性に対する暴力のリンク（www.gender.go.jp/e-vaw/）を持ち、この間の取り組み強化の状況を伝えている。特に、調査研究のサイトは政府調査とともに県レベルでの調査の全体も揭示している。

日本の民間 ⑫VAWW-NET ジャパン（www1.jca.apc.org/vaww-net-japn/）第二次世界大戦中の「慰安婦」問題、武力紛争下の女性への暴力をとりあげている。

2.2 論議経過 膨大な文献の一部にふれる。女性に対する暴力の問題についての関心の高まりは、

1970年代以降のことで、国連世界女性会議が問題を掘り起こす契機となっている。取り組みの強化は特に1990年代からとみうる（ミランダ・デービス，邦訳1998，篠崎監訳，2002）。1994年からの10年間の国際動向を伝えたクマラスワミ（国連人権委員会特別報告者）の2003年の報告書が国際的な大略を与える。それは1994年以降、ジェンダーに基づく暴力に対する認識と理解が広がり、暴力から女性を守る法的枠組みと基準の設定で前進があったが、これらを有効に適用することが今後の課題とされているという（ラディア・クマラスワミ，2003）。WHOが健康の視角から2002年に世界報告を出版した（これには関連する詳細なウェブサイト一覧がある）。ジェンダー問題に熱心な英連邦事務局のマニュアルも論議の発展をふまえて簡潔にまとめている（M.Ogui-Oumo & others, 2002）。研究の歴史は更にさかのぼる。暴力の形態別にリーディングの形をとったLL.O'Took & J.R.Shiffman（1997）の論文集には、1960～70年代、更には1900年代のはじめ迄さかのぼった文献参照がある。しかしデータや統計は無い。この中でR.E.Dobash & R.P.Dobash(1998)が調査方法論にもたち入って優れている。暴力の測定と国際比較にかかわってS.L.Weldon(2002)がある。専門研究誌には *Violence Against Women, the Journal of Interpersonal Violence, Aggression & Violence Behavior, Violence & Victims, Journal of Family Violence* がある。

2.3 国際的調査・研究事例における方法論的論議 上のR.E.Dobashも注目していたカナダでの調査の取り組みを先進例の1つとしてFederal-Provincial-Territorial Ministers(2002)に依拠して紹介しておく。

(1) 暴力を、けなすといった精神的虐待(abuse)から殺人をふくむ肉体的暴力に至る連続の中に位置づけるべきとし、広い社会学的意味では、心理的および財政的虐待、肉体的・性的暴行、集団的レイプ、女性の人身売買、学校あるいは職場でのセクシュアル・ハラスメントをふくめて、女性を傷つける結果をもたらす力の乱用である、と規定して、一定の説明を与え、さらに社会的指標、あるいは女性に対する暴力に関する社会的指標の要件をあげている。カナダ政府においては、警察に報告されたデータとともに、人口調査(被害者調査)があり、調査は警察への報告の割合の推定値を与えているという。

(2) カナダでの関連調査には、①1993年にカナダ保健省がカナダ統計局に委託して行った女性に対する暴力調査(VAWS: The Violence Against Women Survey)【12,300人の女性への、男性—パートナー、友人、知人、他人—からの性的、肉体的暴行の経験、そして公的な場での犯罪にはならない形態のセクハラに関して問い合わせる電話調査】、②1999年の一般的社会調査(GSS: General Social Survey)【14,269人の女性と11707人の男性に対しての調査で、男女の調査員によって行われた。質問事項は1993年の配偶者による暴力に関する質問を基礎にして一般的被害についてのものであった】がある。以後、暴力調査はGSSを通じて5年おきの予定とされている【伊藤：2003年についての情報は未把握】。

主として1999年GSS結果を分析したこの報告書では、被害調査は、警察統計より包括的ではあるが、使用言語が英・仏語に限られたこと、調査員が配慮しているにも拘らず、被害女性が個人的経験を語る点で躊躇すること、電話のない世帯が除外されていることなどの限界を持つとしている。

(3) 報告は暴力指標を発展させる上での課題と制約として以下をあげる。(i)警察統計は、被害者の報告意志—時代とともに変化しうる要因—に依存している点、信頼性が高いとされる殺人統計すら、事故死、自殺、自然災害死とみなされる問題を有する。(ii)指標は問題を明らかにするが、解決策を規定はせず、尺度の間の原因—結果のつながりを示すことは必ずしもできない。(iii)いくつかの指標は多義的であり、性的暴行の減少は通常女性の安全という積極的指標とみなされるが、報告意志の減少や犯罪司法制度への参加や信頼の低下の結果でありうる。(iv)省庁間の比較は、制度的相違等があるので注意を要する、(v)数量的データが幾つかの非常に重要な指標について入手できない。配

偶者の暴力によるホームレス女性数、暴力による傷害の結果病院にかかる女性数、人身売買数、男女間の性的役割分業、配偶者間暴力に対するカナダ人の意見―は現在入手できないか、小さな部分的な研究でしか入手できないかである。(vi)データ出所の相違によって時系列比較が難しい。(vii)数量的データは、「個々の女性の人生における暴力の現実―そういった暴力が植えつける恐怖とそれが生み出すトラウマを描くことはできない。その現実の脈絡と肌合いを示す上で必要なのは女性自身の回答である。数量的データは、女性に対する暴力の正確で完全な像を与える質的データで常に補足される必要がある」とする。

(4) 報告書は、指標は次の6分野、すなわち、①女性に対する暴力の激しさと支配、②女性に対する暴力の影響、③女性に対する暴力と結びついているリスク要因、④制度と地域社会の対応、⑤被害者によるサービス利用、⑥公衆の姿勢と認識、について構成されるべきとする。

これらの分野とそこでの指標は、女性の地位局・カナダ統計局が、非政府研究グループ、大学人、女性団体、政府職員その他の広い見方を追跡し、統計活動にフィードバックして、空白等を埋めたという。

(5) その上での改善が必要な主な領域として以下をあげている。①最近の犠牲者の調査データの欠如。②言語によるデータと原住民データの不足。③調査方法と標本の大きさの制約によって、原住民、貧困、ホームレス、障害者女性、10代の少女、地方・遠隔地、レズビアンや両性愛の女性等についての区分ができず、完全な像を提供できないでいる。④被害女性へのサービス提供についての全国データの欠如。⑤加害者へのサービスに関する全国データの欠如。⑥地域の違いによって、罰金額、裁判にかけられた配偶者暴力や性的暴行のデータが不完全で、有罪、刑、再犯率に関する情報がない。⑦財政、法的サービス、住居、精神的・肉体的健康、有償・無償労働の喪失、再訓練の個人的経済コスト、地域サービス、司法、健康、福祉・社会サービスをふくむ社会経済的費用についてのデータの欠如。

3. 必要とされる指標等

紹介した事例や論議に照らすと、必要とされる統計指標は以下のようになる。①まず大きな分野として**2.3.(4)**に示した6つを前提できる。②被害者・加害者について精神的をふくめて健康問題がかかわる。③暴力による精神的ダメージは数量換算できないものがあるが、直接的被害の他アフタケアを含む費用計算自体もふくめると損失の計算は一分野をなす。④同じく**2.3.(5)**に指摘されているデータの欠如をカバーする必要がある。⑤対応策のために原因・背景と影響をふくめて詳細な把握のためには多面的な調査が必要とされるが、他方では代表的指標によって継続的観察を続けることも要請されるだろう。⑥女性や子どもに対する暴力は、紛争・戦争状況の下で激化し、紛争終了後にも暴力的風潮の影響が残る。そしてそもそも戦争自体が組織的暴力の行使である。これとの関連も検討に入れるべきであろう。

4. 日本における調査

日本の政府関係機関による暴力調査は次表のとおりである。2000年には「配偶者暴力防止法」(=「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)が成立・施行された。この法律では、国および地方公共団体が調査研究を推進することとしている。

日本政府の調査の一部は共同参画局が調査機関に委託して行われた。このうち被害実態調査は、1999年調査と特に配偶者からの暴力にしばった事例調査(2001年)と一般調査(2002年)だけである。その他は、取り組みの体制に関する必要な調査である。以上からすると、特に困難な実態把握に関して、大規模な定期的調査―既存の指定統計の拡充をも考慮した統計機関の関与をふくめ

対象時期	調査名	対象・標本	方法	調査者・委託先
1999. 9-10	男女間の暴力に関する調査	4500(有効回答 3405) 人	層化二段無作為抽出 郵便留置訪問回収法	
2001.2.24-3.19	配偶者からの暴力に関する事例調査	62 人 (事例)	調査員による個別 面接聴取法	社団法人 新 情報センター
200210-11	配偶者等からの暴力に関する調査	4500(3322) 人	層化二段無作為抽出 郵便留置訪問回収法	新情報センタ ー
2003.4	配偶者等からの暴力の加害者更正に関する調査研究－ 韓国, 台湾, アメリカ (カリフォルニア)		研究と海外調 査	内閣府調査研 究会
2003.6-7	配偶者からの暴力に関する取 り 組み状況調査	都道府県・政 令指定都市		
2004.1-2	配偶者からの暴力に係る相談 員等 の支援者に関する実態調査	2429 (1430) 人	相談支援センター等への 調査票回答施設等への調 査	

てーが望まれる。

参画局のウェブで政府調査の後に列挙されている自治体調査をみると、東京都生活文化局の 1998 年の調査は国に先駆けたものであり、引き続いて 2002 年にも 3500 標本 (回収 2210) で行っている。とちぎ女性センターによる全国対象の二次被害 (被害女性が支援機関・者からの受ける被害) 調査、その他幾つかの注目すべき調査もあるが、全体としては、被害経験にかかわる標本数が大きな調査は少ない。

5. 日本での今後の課題

第一に、日本での調査の立ち遅れである。警察が掌握している統計は、事件が犯罪案件とされる限りにおいて把握されるにとどまり、また被害者の躊躇、さらに警察側の姿勢との関連で、常に過小評価されている。警察の統計は、女性への暴力の氷山の一角を捉えているに過ぎないことは、この分野の研究が明らかにしている共通の認識である。

第二に、カナダでの統計調査は報告書自体が認めているように、いくつかの限界を持っているとはいえ、参考になる。

第三に、これらに照らすとき、日本での調査はなお包括的なものとはいえないだろう。北京会議の後に日本でも、一部自治体が先行しながら、男女共同参画局がこの調査に取り組んできたまた、統計数に還元することなく、事例について被害女性の状況や心情にたち入った聞き取りが行われている点も評価できる。とは言え、他方で被害実態の広がりについては統計数が求められる。しかし、これまで日本では政府の基本統計の一部に組み込まれる形、あるいは大規模な独自調査として行われてはいない。したがって、2.2.2 で紹介した研究が注意を喚起しているように、日本での既存の暴力調査結果については、慎重な吟味が必要であるし、もっと大規模に取り組まれる必要があろう。この場合にも、あいまいにならないための明確な質問と暴力の定義・範囲規定を持った調査票、調査員教育・訓練、回答を逡巡する協力者の参加市政の引き出し、プライバシーの厳守等々、固有の準備が必要である。

第四に、配偶者からの暴力はこれまで隠されてきた点であり、これを明らかにする意味は大きい。

しかし、女性に対する暴力は既にふれたとおり多様な形態をとる。これら全体にわたっての体系的把握をめざすための、理論およびデータ生産にわたっての体制づくりが望まれよう。

文献

- ミランダ・デービス/鈴木研一訳 (1998) 『世界の女性と暴力』 明石書店
- ラディアカ・クマラスワミ著・VAWW-NET ジャパン翻訳チーム訳(2003) 『女性に対する暴力をめぐる 10 年—国連人権委員会特別報告者クマラスワミ最終報告書』 明石書店
- 篠崎正美監訳・監修(2002) 『アジアのドメスティック・バイオレンス』 明石書店
- Sandra K. Beeman(2002), *Evaluating Violence Against Women Research Reports*, VAR.
- M.Ogui-Oumo & Others(2003), *Promoting an Integrated Approach to Combat Gender Based Violence—A training Manual*, Commonwealth Secretariat
- E.Dobash & R.P.Dobash ed.(1998), *Rethinking Violence Against Women*, Sage
- Federal-Provincial-Territorial Ministers Responsible for the Status of Women(2002), *Assessing Violence Against Women: A Statistical Profile*
- S.L.Weldon(2002)*Protest, Policy, and the Problem of Violence Against Women—A cross — National Comparison*, Univ of Pittsburg Press
- WHO(2002), *World report on violence and health*, WHO

IV 統計指標論とジェンダー関連統計指標

今回は、第一に、統計理論における「統計指標」論の必要性を指摘し、第二に、ジェンダー関係の統計指標の国際的所在と進捗状況を論評し、第三に、今後の研究における留意点を幾つか指摘する。

1 統計活動と統計学の独自の領域としての「統計指標」段階の重要性と内容

現在の国際的、国内的な政府関係機関の統計活動は、先進国での ICT の広がりや他の新分野の統計ニーズへの対応や途上国の統計能力増進への協力といった主要課題にそくして、一次統計データの作成の充実を引き続き追求しているが、同時に、国際的・国内的な各問題別分野の動向を、統計指標で示すこと—統計指標の開発—を重要な課題としている。

ここで統計指標とは、何をさすか。実は統計指標というタームは世に満ち溢れているとさえ言えるが、統計指標そのものが何かについての論及は意外に少ない。Indicator は、語義等を探ると、自然的、工学的、人体的、社会的、経済的など様々な現象の動き、運行状況を示す、予測する、あるいは監視する pointer, index, (更に barometer という近似語もある)、装置、より広くは情報、といったところか。エコロジーでは、単一の植物や動物の生存の有無が、環境悪化を強く示す場合にはそれら種が、軍事や諜報関係では、潜在的敵の意図や能力を反映する情報項目が indicator であるとされる。ここでは、「何らかの状況を代表的に示す」ものが意図されている。Indicator それ自体は質的でありうる。これらを念頭に統計指標については、現象の特定の側面を(i)代表的、総括的な(基本的な、更には本質的な〔に発展しうる〕)(ii)数量で示す(iii)項目、標識、属性、ということにしよう。より具体的には、①代表的な単一の統計系列、②多くの場合には、幾つかの原統計系列を指数、比率等に総合した(加工)項目であり、この指標の数値を指標値、としよう。後者の場合には、(かなりの数理統計的テクニックを使ってまとめあげる)加工度が高いものもある。

生産される一次統計データの提示が詳細な統計原表に満載される数値のみであると、統計利用者は、傾向などを簡単には読み取れない。そこで、比率等に加工された統計指標もあわせて提示することが多い。典型的例では、人口現象では、人口構成（従属人口指数、老年化指数）、人口動態諸指標（出生率、合計特殊出生率、死亡率、倍化年数）、性比、平均余命等々である。その他、GDP、CPI、景気動向指数など多様な無数に近い統計指標がある。

この統計指標をめぐる論議は、世界と日本で古くからあるが、最近ではますます大きな論議と開拓の分野になっている。この分野の広さや重要性を考えると、統計活動のステップ（したがって統計研究の対応する分野）の、統計生産⇒**統計**⇒統計利用（分析）、という区分から、統計生産⇒**統計⇒統計指標、（統計の総合加工）**⇒統計の分析（利用）と区分し、その下で「統計指標（論）」という分野を設定しうるように思う。統計指標は生産結果たる一次統計と合わせて発表されることが多く、総合加工統計には推計作業等が多いことで、既に統計の利用・加工の操作を内包している、言い換えれば、上述のステップは重なり合い、交互作用を持っているのだが。そしてこの各段階、各地域（国、国際地域、世界）規模で統計の品質論を問うという統計研究の枠組みを構想するのである。

この統計指標の研究は、当該分野の指標設計の目的（後述 2.2 論評の ESCAP の論議参照）と既存の実質的分析に依拠して、理論的（理想的）統計指標の設計、指標値の既存統計における有無を調べ、無い場合には、代替あるいは近似的統計を提起し、手がかりがない場合には新統計の生産の必要に及び、特に指標の算式・表現形式において指数論などテクニカルな検討も必要である。指標論議に関しては、分野の体系、社会指標、グリーン GDP 他多くが語られたし、故内海庫一郎は統計の指標性という表現で、統計が社会現象の現象的側面しか語らぬこと、統計利用の一段階として本質的側面を分離することを摘した（『統計学』19号）。現時点の世界規模では、国連統計部のサイトがトップに掲げるミレニアム開発目標(MDGs)の指標を中心に活発である。しかし以下では、ジェンダー統計の国際動向に照らしてのものに直ちに進む。

2 ジェンダー関連統計指標の国際的展開

2.1 国際的な関連ウェブサイト (i)ウェブサイト：Women Watch(www.un.org/womenwatch)のトップページの左列2欄目の Directory of Resource の中の Statistics and Indicators を選ぶ（Gender Mainstreaming から追求していく仕方もありうる）⇒(ii)Directory の Statistics and Indicators は2ページにわたって国連機関のジェンダー関連統計・統計指標のサイト一覧がある。このサイトはより広く貧困、教育、児童他、さらに、方法論関係も掲載している。(iii)国連の GST(Gender, Science and Technology)Gateway の Gender Disaggregated Database がある。(iv)ECLAC の Gender Statistics の inventory of gender indicators が、分野別の指標の担当機関とデータベースの一覧を提供している。（www.eclac.cl/mujer/proyectos/perfiles_en/inventory.htm）。(v)OECD の Gender Equity Links もジェンダー関連問題について、問題別、国際地域→国別、国連機関別等の詳細区分をおき、サイトを網羅している。Statistical の区分は弱いので各問題別サイトから追求していくことは可能である。(vi)その他統計に絞ってはいないが、USA の WEDO(Women's Environment Development Organization (www.wedo.org/)) (vii)Women's Link(www.heartsandminds.org/links/womanlinks.htm)がある。

これらウェブサイトの内容を例示的に区分すると、**A:経済・社会全分野関連**：**(A1):世界規模**：▽国連統計部 (UNSD)：*The World Women*, ▽世界銀行の GenderStats：その Thematic Data(幾つかは建設中)が便利。各国に進める。▽UNDP：*Human Development Report* などがある。**(A2)**：国際地域規模：▽UNECE：Gender Website for Europe and North America, ▽UNESCAP：*Gender*

Indicators for monitoring the implementation of the Beijing Platform for Action on women in the ESCAP region, ▽ESCWA : Gender Statistics Program(GSP)など, (A3)各国。B : 特定問題分野関連。国連専門機関が主で, (B1) 世界全体, 次表のように例えば, FAO は多くを公表しており, UNESCO Institute for Statistics も活発である。(B2) 国際地域⇒UNESCAP(2003), *Handbook on Reproductive Health Indicators*, (B3) 各国, がある。

これらウェブサイト・文献での問題分野の区分は, (ア) 北京行動綱領における 12 重大分野区分, (イ) ジェンダー固有ではないが, ジェンダー関連問題を多くふくみ, 21 世紀の早い段階に国際社会が達成すべき統一的目標であるミレニアム開発目標の目標別【UNIFEM, *Progress of the World's Women 2002*, "Gender Equality and the Millennium Development Goals"], (ウ) 貧困概念が所得貧困から人間貧困に広がる中で, 貧困指標が教育・健康その他を, 性別区分を持ってとりあげる形となったもの【世界銀行, PovertyNet の Data on Poverty and Inequality サイトの詳細指標】, そして (エ) 専門機関を中心とする問題担当機関別, ある。

2.2 論評 全体的に論評すると, ①国連を中心とする国際統計機関によるジェンダー統計指標の提起と実際値でこれを埋める作業は, 1990 年代から前進しつつあり, 特に 1990 年代後半から活発化した。これが国連地域経済委員会の統計部門にも及び, 国際地域について指標の提案・実際数値の表示がある。②すでに *World's Women* 他が全分野のジェンダー指標を全世界・国際地域・各国提供しているが, ここでの指標は世界を網羅する目的に制約されて少なく必ずしも深いものではない(中野恭子(1994)「国連『世界の女性 1970-1990 その実態と統計』について」伊藤編『女性と統計』第9章)。③そこで分野別での指標作成の成果が注目される。この成果には, a.独自のジェンダー統計表としてまとめられているもの(UNECE 他)と, b.既存の諸統計指標の中に性別区分を持ち込む形(ILO 他)があり, 半々程度といえようか。b.の形で, 既存統計がジェンダー視角を組み込まれるのが「メインストリーミング化」が理想的到達点といえる。しかし, 現状では, 過渡的手段として独自 GS 指標を用意する a タイプの方での議論が活発である。b タイプでは, 前進がしっかりあったのかは明確ではない。④ここで, GS に特化していないが, GS 視角がかなり入ったケースとして MDGs の統計指標がある。いずれも総括的把握に絞っての指標提起と実際数値の提示, そして改善の有無の監視として, 目下は国際機関あるいは統計界での最優先の位置にある。

問題分野別—主要国際的統計指標サイト・文献等—ジェンダー統計指標に注目して—

	分野	機関	サイト・文献等
1	人口・家族・世帯	UNSD	Demographic and Social Branch(2005), <i>Special Report of the World's Women 2005:Progress in Statistics – Focusing on sex-disaggregated statistics on population, birth and death</i> ,
2		UNPFA	<i>State of World Population Report</i> (annual)
3	子ども	UNICEF	<i>The State of World Children Report</i> (annual)
4	貧困	世界銀行	▼PovertyNet—Data on Poverty and Inequality, ▼ <i>World Development Report</i>
5		UNDP	▼ <i>Human Development Report</i>

6	労働：労働力・就業、労働条件	ILO	ILO の Gender 主流化に関しては Gender Equality Tool。ILO, e-quality@work の ILO Instruments が労働各分野の国際法規や基準を示して便利だが、gender statistics の特別のサイトは無い。Key Indicators of Labour Market の 20 の指標 (www.ilo.org/public/english/employment/strat/kilm/indicats.htm , 文献出版あり) は興味深いのが、6+2 のみが性別対比で弱い。データベースの LABORST に性別がふくまれている。Adriana Mata-Greenwood の一連の論文等は幾らか古いのが ILO の作業レベルを判断する参考になる。
7	農業	FAO, Gender and Population Division, Sustainable Development Department.	▼”Filling the Data Gap-Gender sensitive statistics for agricultural development” ▼”Gender-sensitive indicators – key tools for the gender mainstreaming”, ▼”Gender and statistics – key elements for the advancement of women”他多様な文献がある。
8	環境		(2003) <i>Socio-economic and gender sensitive indicators in the management of natural resources</i>
9		WEDO (Women’s Environment and Development Organization) の環境が出発点になるが統計は不足。	
10	無償労働・生活時間	UNSD 他	Allocation of time and time use サイトや関連論文はあるが統計比較は無し。
11	家計・資産	ILO	Statistical Database の HIES (Household Income and Expenditure St) があるが、問題の性質からして性別に立ち入るまでには至っていない。
12	教育・学習	UNESCO	▼ Gender-sensitive Education Statistics and Indicators, ▼ Gender Equity Statistics
13		OECD	<i>Education at a Glance: OECD Indicators</i> (邦訳『図表でみる教育』)
14	社会保障・社会福祉	ILO	ILO データベースの Social Security 分野 Social Security World Wide(SSW)
15	健康・保健, 安全, 犯罪, 暴力	WHO-GWH	(www.who.int/gender/) 一般的指標に関しては▼ <i>The Core Health Indicators from the World Health Report</i> があり, ジェンダーに関しては GWH (Department of Gender, Women and Health) の▼Gender, Women and Health, ▼Women’s Healthあるいは▼Research tools サイトを通じて統計・統計指標に入れる。論議は豊富である。▼DRAFT GWH <i>Draft Guidelines on Gender-Relevant Indicators in Health Research</i> ▼ “Engendering’ the Millennium Development Goals (MDGs) on Health”
16		UNICEF	Monitoring Statistics: Core Indicators in depth 子どもと女性に関する広い指標
17		UNFPA	Population and reproductive health –country profile 地図付, 各国へ
18		UNIFEM	暴力については, このシリーズの前号でとりあげた。
19	意思決定	IPU	Democracy through partnership between men and women
20		国連について, UN-OSAGI (Office of the Special Adviser on Gender Issues and Advancement of Women, Gender Balance Statistics) のウェブサイト, その他機関ごとにあるが多くはない。	
21	メディア・	UN-GST	GSTGateway
22	ICT・科学技術	ITU	WSIS ジュネーブでジェンダー視角の提起があったが(統計研究参考資料 No.87) ICT Indicators, Key Indicators 及び追加的 Proposed indicators にも, 性別スタッフがあるのみ。
24	人権・平和・自由	例えば Womenwatch のトップページに見られるように問題の論議は活発化しつつあるが, 統計へ, そして更に性別統計までは進んでいないように見える。	

努力の集中の成果として、一定の積極的評価をして良からう。⑤上記の a. b. いずれの場合にも、ウェブサイトで各国まで降りていける形が強化されつつある。これも前進である。⑥(i)理論指標確定にいたる指標論議の深化と、(ii)指標確定後に実際数値で埋める作業の前進は、分野別、国際地域別、各国別に不均衡である。これは、統計指標の理論的確定（これはデータの入手容易性・可能性をも予想する）が難しい分野の有無、実際数値の入手が困難な国際地域あるいは諸国の有無等による。現状は、理論的指標確定がなお発展途上であり、指標を実際値で示されているのは全体として限られた総括的指標についてであって、立ち入った指標については、なおこれからである。⑥ 最近のものでは先進国版として、**UNECE の Gender Website** が先進事例であり、全分野にわたって全般的指標とともに分野別に中核指標、支援指標、背景指標、将来（提示すべき）指標を掲げている。理論指標確定の後に、実際値の提示を進めているが、すべてが埋まっているわけではない（経過とコメントは日本統計研究所(2001)『統計研究参考資料』No.75）。⑦アジア・太平洋地域に関しては、前掲の **UNESCAP の Gender Indicators** が注目される。この文書は、あくまで指標の理論的提起であり、実際値は与えられてない。しかし、北京綱領の 12 問題分野に即して指標を提起しており、冊子のつくりは工夫されている。短いながら、冒頭の指標に関する方法論的ノートでは幾つかの適切な指摘がある。伊藤の整理は以下のとおり。(i)指標は社会関係やジェンダー差の形成理由やどう変革するか等については多くを語らない、従ってどのような指標も基礎にあるジェンダー問題の分析等で補われるべき。(ii)国際比較の際に同じ名目で異なる内容が取り上げられる点について注すべき。(iii)指標の選択は意図した目標にとって妥当であるべき、すなわち、指標体系の目的は何かの明確化の必要 (a.同意事項の遵守の監視, b.国のジェンダー政策の目標への進捗の追跡, c.女性の状況の把握と不平等の解消政策への主唱, d.女性の社会貢献の可視化, e.政策立案者への資料の提供, のいずれによるかで、選択される指標のいくらか違って来る)、と関係者の十分な同意の必要。(iv)指標の開発は参加型の方法で進められるべき。(v)指標選択は技術的に堅固であるべき (a.指標の構成要素は明確に規定されて、誰でもが同じ理解を持つものにする, b.比較可能性を確保するために国際的定義を使用すべき, c.作業的定義は、計算方法と出所を示すべき, d.問題に対する適合的で妥当な情報を与え、誤った解釈を導かない, e.個人に関する全データが適切で可能なら性、年齢、エスニシティと社会集団に区分され, f.データは信頼性を持ち、時系列比較が可能のように定期的に生産されるものであるべき, g.指標値の変化の意味が明確であるべき, h.指標は作成可能であるべき (基礎データが現存するか、妥当な費用で入手できるものである)、(vi)幾つかの指標の総合である複合指標 (composite indicator) 一例えば、人間開発指数は広く行きわたり大きな役割を持っているが、明確な解釈が困難で、方法論的正しさについて論争を引き起こしている。したがって、単純な指標が望ましく、指標値の変化が構成指標のどれによるかが容易にわかるものとすべきである。(vii)指標の設計の焦点は、投入あるいは中間的結果ではなく、結果を監視する指標とすべき。

北京綱領の重大問題領域にそった統計指標の検討は、UN-IACWGE (Inter-Agency Committee on Women and Gender Equality) の 2001 年の 2-3 月会議後、ECLAC の Gender Statistics で指標一覧とされた。これらと比較して、この ESCAP の作業は理論的提起に止まるが、深化も見られる。

3 研究上の留意点

本稿は、日本とアジアでのジェンダー統計指標研究の深化を念頭においている。さらに、日本での経過にふれるべきだが紙幅がない。日本には周知の幾つかの女性・ジェンダー統計書や女性の地位指標他がこれまでである。当部会メンバーが関与し、また 2006 年版の準備に入っている NWEF のハンドブックも一つの指標体系を示している。これらをふくめ一層の深化に向けての今後の検討作業の留意点を幾つかあげる。

第一に、国際統計機関を中心に隆盛を極めている統計指標作成の論議には、方法論的論議が不足しており、これとあいまって方法論的堅固さがあいまいのまま統計指標が一人歩きし、逆に政策や現実に反作用的に影響しているケースがある。筆者は、UNDPの一連の指標、特にGEMにその典型例をみる。UNDP指標に関しては大きな論争があった【統計学からのHDI批判のひとつは、J. Ryten(2000)『研究所報』(日本統計研究所)No.27。関連して伊藤はGEMを批判的に見ており、GEM数値の上昇が性別の垂直的職務分離の進行を含んでいる点をマイクロ統計分析で示した】。この解決は無い中で、ますます一人歩きの様相をみせている。指数に関しては、指数のテクニカルな要件の設定とこれに沿っての検討、そして、上に紹介したUNESCAPの指標の方法論的注意等を含む論議が改めて必要と思われる。【ESCAPが上にみたとおりHDIに批判的見地を示し、この引用を避けているのは正当である】。

第二に、国際的には、基礎データが脆弱にもかかわらず大雑把な推計をもとに指標化されて一人歩きするという傾向もある【HDIは微細な数値を競いランキングづけにいたっている】。統計の品質論議の今日的水準に即して、ジェンダー統計指標に関してその品質を吟味し、品質レベルを声明することが必要である。この点は、途上国統計の能力構築の自助努力とこれへの技術援助の重要性につながる。

第三に、指標、統計指標に関しては、現象を記述して数量的であることを基に、現象的把握であることが一方で語られる傾向がある。しかし、統計指標は、現象の代表的、総括的あるいは基本的な状況を示す点で重要視されており研究や論議が行われる。一方に景気動向指数のように、先行、一致、遅行指標の考え方があり、またB. Hedmanたちの*Engendering Statistics*に学ぶなら、当該現象を生み出す原因、関係する要因、更に背景についての各(統計)指標という区分もありえ、現実の分析・把握、政策目標や、政策効果の監視・評価において、基本的部分に迫るものとする 것도可能である。これは、テクニカルには追求しうるのではなく、実質問題に即した深い理解とあいまってはじめて可能になる。これらを念頭におきながら、統計指標論が活発化し、指標開発における前進が望まれるのである。

第四に、日本のジェンダー統計指標、特に最近の成果としての2003年NWECHハンドブックについて見れば、上の第一、第二に関わるあいまいな指標に走っていない点は良いが、逆によりの確な指標の開発においては不足がある。分野ごとの指標開発が強められるべきだろう。

V ジェンダー統計とは何か①：簡単な定義と従来論議の再検討

これまで、ジェンダー統計に関わる個々の問題、実質的特定問題(ジェンダー予算、女性に対する暴力、ICTと女性)と方法論的問題(統計指標論)をとりあげてきた。今回から数回は、より基本的な「ジェンダー統計とは何か」に関して、簡単な規定を与え、社会統計学における位置づけと関係など、幾つかを論じたい。内外のジェンダー統計論議を見るとき、国際的・国内的なジェンダー論議・運動の展開を、理論的に整理した規定は意外に少なく、統計学的位置づけもない。社会統計学に馴染んだ者の1人として、ジェンダー統計論を社会統計学に位置づけ、関連付けたいのである。この論議は国際的には見当たらず、筆者独自のものである。実は、これまで、そして現在、社会統計学に位置づけられる問題・課題が百出し累積しているにも拘らず、国際統計界では社会統計学の枠組みが失われているので、統計理論の枠組みとの関連付けは論点にならないのである。ここでは社会統計学の蓄積からみて、従来のジェンダー統計論議の弱点、さらには執筆者の伊藤自身が過

去に統計学との関連には余り立ち入らなかった点¹をも反省することになる。この小稿を材料にする遠慮のない批判・意見を得て、筆者自身が考察を深める契機とさせていただければ、と考えている。

1 予備的論議

本稿は、いわゆるジェンダー統計論を社会統計学に位置づけ、社会統計学の蓄積を吸収してジェンダー統計論議の発展をはかり、他方で社会統計学がジェンダー統計論から刺激を受けて、内容を豊かにする方向を考えることを課題にする。この場合、この論議の必要や方向に関して、ひとつには、研究者のジェンダー問題についての認識の程度、ふたつには、社会統計学の枠組みは何か、についての一定の（共通）理解が論議の前提として必要と思われる。

1.1 世界、そして特に日本において深刻なジェンダー問題 ふりかえると、環境問題や貧困と飢餓、戦争、人権侵害等、地球規模であるいは日本において深刻な社会・経済問題は、国際および各国政府機関等の重大関心事となり、これに先立って、あるいは平行して（ときには遅れて）学問・理論＝（自然科学あるいは）社会科学が、その実情を背景・原因・影響にわたって研究し、解決策の立案に資してきている。世界規模ではミレニアム開発目標（MDGs）にうたわれている課題など、社会科学が取り組むべき問題は多くある。その中で、男女の格差と差別をもたらしているジェンダー問題の重要性は、差別撤廃条約、北京行動綱領、ミレニアム開発目標でとりあげられるほどの国際的な共通認識となっている【ジェンダー問題という場合の、ジェンダーあるいはジェンダー問題、に関しては階級・階層などとの関連をふくめての立ち入った説明が必要である。しかし、さしあたりは、国際的・国内的に基準的認識となっている北京行動綱領の12重大領域の問題を具体的例とする、というにとどめる】。特に日本についてみれば、ジェンダー問題は下院での女性議員割合が世界130位前後であることに象徴されるように、先進国では勿論、開発途上国をふくめて深刻な社会問題であり、これを是正する動きは、共同参画社会基本法や均等法、更に連続的な制度・政策の制定で急がれているとおりである。男女格差・差別の問題は、機会の平等と（最低限以上の結果の平等）を保障するという点で人権の問題である。現実の社会・経済問題の研究に際して、先進国や途上国の格差、国内の階級・階層あるいは所得格差・差別を無視すべきでないのと同様に、ジェンダー問題も研究対象・研究視角に組み込まれ、あるいは背景として念頭におかなければ、社会・経済の分析にはならない。さらに今後の人口減少社会での社会の再構築もできないだろう。この点の認識の有無が問われる。世界と日本の（一部の）運動や論議の分野では、この認識は共通に前提されている。

1.2 社会統計学の枠組み ジェンダー問題は、社会一人々の生活一の中に深く植え込まれており、労働、生活、余暇、学習・教育・文化他の生活各分野に横断的に存在する。したがって、ジェンダー研究は分野横断的に行われる一方で、各分野の研究のそれぞれが、対象を深く把握するためにジェンダー分析視角を有する必要がある。

そこで、社会・経済諸分野での実証研究を支援する社会統計学において、ジェンダーに関わる統計論議は、どう位置づけられるのか。ジェンダー統計論を重視するか否かは、もうひとつには、その論者の拠って立つ統計理論の枠組みに依存する。一方の極で統計学を数理技法についての理論と

¹ ①(1994)「第8章1 ジェンダー統計とは何か」伊藤編著『女性と統計』梓書房 pp.134-139, ②(1995)「ジェンダー統計—その特徴と可能性」『婦人教育情報』No.31, ③(1996)「日本におけるジェンダー統計」『統計』4月号, ④(1997)「日本におけるジェンダー統計—現状、問題、克服の方向—」『研究紀要』創刊号(国立婦人教育会館), ⑤(2000)「ジェンダー統計をめぐって—ジェンダー統計の理論・運動と課題」『教育学研究室紀要』(女子栄養大学)第4号, ⑥(2001)「4.2 統計とジェンダー統計の規定の弱さ—筆者の規定の提出: ECE 地域でのジェンダー統計活動と論議の紹介と論評」、『統計研究参考資料—ECE 地域におけるジェンダー統計ウエブサイトの構築』No.75(法政大学日本統計研究所)。

する理解からすれば、ジェンダー統計論議は、統計理論と無縁のもの、あるいは寄与は少ないものと見えるだろう。

これらの対極に筆者の想定する社会統計学の枠組みがある。筆者は、社会統計学の枠組みを、(1)社会・経済統計資料を前提して、(2)政府・民間をふくむ一国および国際の統計制度、(3)そこでの一次統計資料の生産過程（公表、貯蔵をふくむ）、(4)その利用・加工過程（統計指標論、SNAなどの総合加工統計論をふくむ）を、研究対象とする理論とみる。

ここで更にいくらか説明を加えれば、(3)統計生産過程と(4)統計利用・加工過程の両方にわたる論議においては、科学的方法論とともに、政府・民間・研究者が現実に採用する手続きに注目するものであり、(4)の統計利用・加工過程論では、諸実質科学の統計的実証研究と重なって（ときには共同する形で）実質的結果を産みだし、同時にこの過程での手続きを一般化し、あるいはタイプ化するのである。(2)以下で一貫して取り上げられる制度論的視角が、今日の「統計の品質」論—これは、統計データの正確性に限定しないで、適合性、適時性、アクセス可能性など利用者（顧客）重視などの見地を基礎におく—を、あるいは途上国世界にとって緊急の「統計能力構築」論など、を当然のものとして論議の対象とする。また、利用論を中心とする実質科学的研究によって、統計学以外の諸実質科学分野に対して統計による検討の成果を提出して貢献する。

1.3 国際的統計論議における社会統計学的枠組みの欠如と社会統計学における制度・政策論枠組みの弱さ

実は、地球環境の悪化やグローバル化の負の影響、これらを含む人類的課題（ジェンダー問題をも含む）への国際的取組みの必要、などが強く意識される中で、関連する統計関連問題は切実に次々と提起され、累積し、これへ取り組みも MDGs をはじめとして部分的には果敢である。しかし、国際機関・会議での「統計」の名の下での現実的統計問題の検討、ISI や IAOS, SCORUS などの国際統計学会や国際会議、更には各国統計学会などでのこれら社会問題に関する活発な「統計」論議は、部分的には統計学における旧来の蓄積にある統計概念や技法の援用・適用を部分的に含みながら、その拠って立つ統計理論枠を明確にしていない。そもそも、世界的には社会統計学の枠組みが、統計学の有力な一分野として立てられておらず、統計学といえば数理統計学として受け止められてしまっているからである。現在の世界的・国内的諸課題の必要に丁寧に対応する社会統計学の再提起が是非とも必要である。

他方で、日本で受け継がれている社会統計学はどうか。ここでは同じく、統計制度等はとりあげられるが、その理論枠の中に意識的に統計制度・政策論が位置づけられておらず、例えば、統計制度・組織論とも連携する統計の品質論の受けとめにも消極性が見られる。

日本における統計理論でのこういった弱さが、統計制度・政策論や「統計の品質」論を重要な論議の一環とするジェンダー統計論議の受け入れや相互啓発への消極性のもうひとつの理由になっているように思われる。

2 ジェンダー統計（筆者による簡単な規定）

ジェンダー統計について、筆者自身の論をふくめて先行する規定の不十分性を見ながらより詳しく論じるに先立って、予めジェンダー統計に関する現時点での筆者の簡単な規定を示しておく。

それは、「A:ジェンダー統計活動とは、(1)ジェンダー問題を対象としての、(2)政府、民間、研究者等による統計データ・統計指標の生産・貯蔵・公表、および、(3)統計データの利用・加工（方法と実際の分析）にわたる活動の一部あるいは全体であり、B:ジェンダー統計（理）論とは、これら（A）の一部あるいは全体を研究する理論であり、社会統計学の一部を構成する。」（以下の解説の便宜のために、A:活動とB:理論、そして(1)、(2)、(3)を挿入している）というものである。更に「ジェンダー統計資料」を規定するなら、「ジェンダー問題を対象にして生産・加工された一次的統計数

値および加工あるいは分析結果である統計数値」である。

ここでの留意点を列挙してみると、以下のとおりである。第一に、女性に関する統計ではなく、ジェンダー関係・ジェンダー問題（男女の関係性）に関する統計である。

第二に、ジェンダー統計資料とは、①一次統計資料，総合加工統計資料，および統計的加工・分析結果資料，をふくみ，②単に性別統計資料のことではない。(i)女性と男性の一般的な状況を示す，例えば性別の体重・身長といった性別統計はジェンダー問題を発掘するものとして，前提にはなるが，「単なる性別統計」であって，ジェンダー統計資料そのものではない。(ii)個人あるいは人間集団そのものとその属性に関して，「性別の，ジェンダー問題に関わる統計」こそが，ジェンダー統計資料の重要な構成要素である。(iii)他方で，「性別統計」は個人や集団とその属性に関する限りのものである。「ジェンダー問題に関する統計」であれば，個人あるいは集団に直接は関係しない領域の統計（したがって「性別統計」として表現されなくて）も，重要な「ジェンダー統計資料」である。例えば，(a) 男女の生活に密着する環境悪化そのもの，リプロダクティブ・ヘルスや安全・暴力等にかかわる医療施設，装備機器，シェルターや専門家・職員体制等に関する統計資料，(b) 育児休業取得率の高い企業や組織，両立支援政策を重視している企業や組織数や分布等の統計資料【厚生労働省の『女性雇用管理調査』がとりあげている】，(c) 起業等をふくめて企業活動に関わる税，金融等，あるいは家族手当や年金給付において男女格差に影響を与える制度・政策に関する統計資料，(d) 性別表示に至らなくても，無償労働の時間測定・貨幣評価した統計資料，もまたジェンダー統計として不可欠あるいは関連する統計資料である。すなわち，「ジェンダー統計＝性別統計」という理解は，重要視されている資料を指示してはいるが，表面的・一部分的な理解にとどまるということである。

第三に，現実に行われている統計生産・貯蔵・公表と加工・分析の過程（そこでの方法・手続きに注目しながら）が検討されることに関連して，これら統計過程を充実させるための責任統計単位の設置，女性統計職員や女性統計利用者の参加，統計資料の利用者へのアクセス可能性，といった統計制度・政策が，重要な論議・検討の対象になること。

3 B. ヘッドマン等による説明の再検討

以上簡単に過ぎるが，この規定を念頭において，従来の国際的に代表的な論議をふりかえる。

3.1 B.ヘッドマン他 (*Engendering Statistics*)²での叙述 (1)成果 第一に，この著書は日本語訳をはじめににして，スペイン，中国，ロシア語にまで翻訳された。その章別編成，すなわち，ジェンダー問題⇒ジェンダー問題に関する統計と指標⇒データの入手可能性と品質⇒ジェンダー統計の分析と提示⇒（ジェンダー統計出版物⇒ジェンダー統計の訓練）は，社会統計学の見地を体現しており，世界的にジェンダー統計資料の生産・提示を推進する上で，明らかに，今日なお優れた国際的基準書の地位を失わない。関連して一般の統計学書で軽視されている「統計表・統計図」論に一定のスペースが割かれて適切な指摘がある。

第二に，ジェンダー統計の規定に限った第3章では，最初のページで(i)統計そのものと統計の機能について一定の叙述が与えられた後に，(ii)「ジェンダー統計とは何か」のセクションにおいて「女性に関する統計」から「ジェンダー統計」への考え方の移行を中心に，原因－現状－影響(結果)図式など幾つかの重要な叙述がある。

第三に，国連でのジェンダー統計活動と世界各地での教育訓練活動の豊富な経験を生かして，多様な実例が本書全体に生かされており，説得的である。

(2)弱点 しかしこの文書は幾つかの弱点を持っていた。①ジェンダー統計について，ズバリの規定

² 邦訳・伊藤陽一他(1998)『女性と男性の統計論－変革の道具としてジェンダー統計』

が示されているわけではい。②統計データ一般の機能—特に現実の問題の「客観的」・「科学的」把握—の確認が弱く【「政策と措置に偏りのない基礎を与える」(p.41) という表現がわずかにある】、意識を高める、変化を促す、といった運動論的な機能が先行して語られているのである。何故統計は変化を促すことができるのかの説明が無い。統計を語る時、変化をうながすことが主に強調されるべきではあるまい。いささか厳しい表現を使うなら、運動論的(偏向)といえる。③多様な統計利用者サイドにとって必要な統計の分析・利用方法での叙述が少ない。④統計生産(調査)についての叙述も実は少ない。⑤統計学についてはノーコメントであった。⑥関連して、「ジェンダー統計」という言い方で、統計理論、統計方法、統計データ、統計生産、統計利用等々が厳密に区分されないで使用されている。

これらの特徴は、この書物が、政府統計家の立場からの、ジェンダー統計の生産者向けの手続書(マニュアル)の性格を持って、生産の企画から利用者への統計の提供までの叙述にとどっていたこと、これら政府統計家の意識の転換—「女性に関する統計」から「ジェンダー統計」への移行の必要のアピールを重視していたことなどによるだろう。そして、いわゆるフェミニズム・ジェンダー運動論にある意識の高揚・変化などの枠組みを前提してしまっていることによるだろう。改善に向けて運動との関わりへの配慮や一定の言及はあって良い。しかし、運動論的配慮が基礎に置かれるべきではない。運動論が主に前面にでると、「客観性・科学性」の十分な吟味・確認がないまま、ラフであっても運動の前進に役立つなら、という志向が強まり、説得力を失ってしまう危惧がある。

3.2 UNECE ジェンダー・ウェブサイトにおけるジェンダー統計規定³ B.ヘッドマンも参加して、おそらく上述文献の延長線上に用意されたと考えられる ECE のサイトの定義や論議が、現在では国際的ジェンダー統計論を代表すると見てよいだろう。

3.2.1 ジェンダー統計を規定している部分を直ちに引用してみる⁴。

「ジェンダー統計とは何か? >ジェンダー統計の定義 ジェンダー統計は、統計生産の総て伝統的な領域にまたがり、全統計体系に関係する相対的に新しい分野である。ジェンダー統計は、全ての政策領域での女性と男性の状況を十分に反映し、その社会のジェンダー関心と関係に向けられた統計である。

ジェンダー統計は必ずしも、そして単に、性別に区分された統計ではない。ジェンダー統計は、総ての政府統計の生産全体におけるジェンダー問題と関心とを総合することによって生産される統計である。このことは、個人に関する総ての統計は、性と総ての他の関連する属性別に収集され、編集され、分析されることを意味する。それはまた、個人には直接は関連しない総ての他の統計もまた、女性と男性の役割、資源へのアクセス、および資源、施設およびサービスへのアクセスから便益をうる方法とに影響するジェンダーベースの要因を考慮に入れて、収集され、編集され、分析されることを意味する。ジェンダー統計は、女性と男性の間の比較を提供するだけでなく、総ての社会的、経済的領域での女性と男性の参加と貢献に正しい評価を与える。

>われわれは何故ジェンダー統計を必要とするか? 女性と男性の状況に関する統計と指標は、政策と計画を定式化し、監視し、変化を監視し、大衆に知らせ、ジェンダーに基礎をおいたステレオタイプを除去するためである」。

サイトはこの規定の後で、ジェンダー統計生産から提示までの過程で、社会的・文化的差異の配慮、利用者グループ他との協力、ライフサイクル・アプローチの重要視、ユーザーフレンドリーな提示、特に統計図の提示の仕方、配布方法など、B.ヘッドマンの著書で示された多くの図や注意点が

³ 伊藤訳・著『統計研究参考資料—ECE 地域におけるジェンダー統計ウェブサイト構築』No.75(法政大学日本統計研究所)

⁴ 上述脚注 3)文献の p.43-44

与えられている。また、伝統的にジェンダー中立的と見られ、ジェンダー不平等と関係がないとみられてきた領域であり、統計としてまとめることは困難でもありうる金融、貿易、外交なども直接的・間接的に女性と男性の生活に影響を与えるものとして指摘している。

3.2.2 検討 短い中に多くが含意されている規定であり、ここから発する具体的論議に重要な諸点があるとみるべきであり、これが国際的なジェンダー統計運動を促進している点等を考慮せずに、短絡的な批判を与えるべきでなかろう。しかし、本稿は、ジェンダー統計とは何かを端的に叙述することを狙っているので、幾つかの点に注目し、かつ批判を示そう。

(1)成果 第一に、このウェブサイトは、利用者へのガイドとしてジェンダー統計に関する簡単な説明を与えながら、UNECE 諸国の主要ジェンダー統計・統計指標値を提示することに主目的がある。ウェブサイトでこれら規定が広く示されたことの意義は大きい。

第二に、その規定の内容では、①ジェンダー統計とは、「ジェンダー問題・関係に向けられた統計」とするという定義が与えられ、②ここから引き出される点であるが、単に「性別統計」にとどまらないことが指摘されている（性別表示を持たないジェンダー統計資料に関する事例の説明は少ないが）。以上は、3.1での規定を幾らかではあるが進めたものといえる。

(2)弱点 先に B.ヘッドマンの著書について指摘した幾つかが、引き続きあてはまる。すなわち、①統計データの認識論的機能の掘り下げの不足、②利用・加工方法の叙述の不足、③生産論での叙述の不足、④統計学との関連付けの論議の欠如、である。さらに、⑤ジェンダー統計の規定で「全ての政策領域での女性と男性の状況を反映する・・・」と言って政策に結び付けている点での狭さ、等である。

次回以降に①、④、⑤などを論じることとする

VI ジェンダー統計とは何か②：統計データの認識論的機能と統計学

前回につづいてジェンダー統計論を統計学に位置づける論議をしたい。前回は、筆者なりのジェンダー統計論の簡単な規定を示し、国際的ジェンダー統計運動と論議における成果の一方での弱点を指摘した。弱点は、①統計データの認識論的機能の掘り下げの不足、②利用・加工方法の叙述の不足、③統計生産論で生産のステップや形態の特徴の叙述の不足、④統計学との関連付けの論議の欠如、⑤ジェンダー統計の規定で「全ての政策領域での女性と男性の状況を反映する・・・」と言って政策に結び付けている点での狭さ、等であった。今回は、このうち①を中心にした論議を展開する。いささか抽象論じみているが、筆者が1年生相手の統計学の講義で示している議論でもある。早い機会に「マクロ経済学・政策批判とジェンダー統計」、「無償労働論再論」、「CSR論・ワークライフバランス論とジェンダー平等政策の推進」等に戻りたいのだが、基礎的論議の不足が、ジェンダー統計をめぐる論議を一面的にしている気もする。参考に、あるいは活用していただくとともに、乞う御批判・御意見である。

1 統計データ、そして統計による認識の特徴

1.1. 社会・経済研究のステップと統計

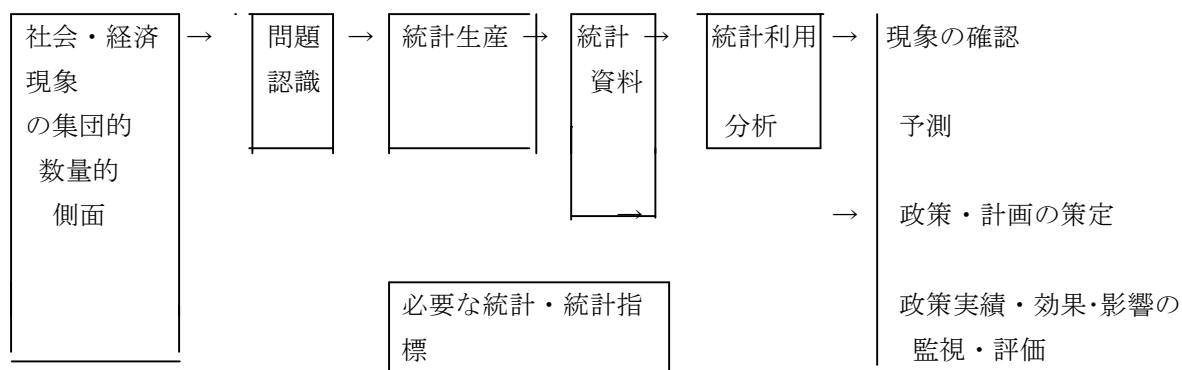
社会・経済問題の検討から解決策をつくり、実績を評価する過程との統計の関わりは、以下のステップの各々で生じる。すなわち、検討課題（現実の社会・経済問題）を概略的におさえた上で、(i)これをより正確に把握するために、どのような統計（指標）データが必要かを考える、(ii)それら統計（指標）データの所在を探る、(iii)統計データを入手する〔統計が無い場合には、代替指標

の工夫。欠如している場合には、従来の生産手続きの修正、さらには新規の生産へ]、(iv)入手した統計を理解・吟味する、(v)統計を読む、(vi)問題の一層深い把握のために、同じ手順に関連する他の統計を入手して、同じ手続きをとる、(vii)必要に応じて、統計数理的な分析もする、(viii)問題の構造—困難の原因が把握されたときにその解決策を具体的に策定する基礎を与え、またできるなら数値目標を掲げる、(ix)政策の効果・影響の数量的評価、等である。

統計理論は、この各ステップでの統計の関与の手続きに関する基本的知識を与えるべきである。社会・経済問題の分析と統計（生産，利用）の関係は、図-4-1のとおりである。

まず、現実の社会・経済現象は集団的・数量的側面を持つ。これを、人間が観察して統計数にまとめる。すなわち、統計数の生産（統計調査）過程であり、その成果が統計数字（統計資料）である。この統計数字を、統計数の加工・利用過程（統計利用過程。この一部において統計的計算手法を使用する）に委ねることによって、統計加工結果（加工結果としての統計数）、が獲得され、現実分析、政策立案や政策効果に貢献するのである。

図 4-1 統計活動のステップ



1.2. 統計数と、統計数による現実の把握（認識）の特徴

統計資料は、社会・経済の認識（知る）手段として次の特徴を持つ。

1.2.1 まず、あらゆる議論に先だって、自然・社会という**現実（客観）が常に必ず質と数量の側面**を持っていることから総てが発することをしっかり確認しなければならない。人間はこの現実を認識し、（写しだし＝写真に類似）、働きかけ、人類・生物・環境のための結果を獲得してきた。この認識、働きかけの方向づけにおいて、統計は貢献する。

1.2.2 個々の認識において、統計は、**第一に具体的数字**である。数字には、数学で扱う抽象的数字と、現実を具体的に写しだしている（言い換えれば、何らかの観測を通じて得られる）具体的数字がある。統計数は具体的数字である。具体的なあるもの（質的に定められる）が前提されて、そのものの数量が示される。数量は、具体的なあるものをさらに具体的に、詳細に示すものでもある。

統計学のひとつの出発点に位置するウィリアム・ペティー（William Petty<1623～87>、『政治算術』(Political Arithmetick, or……<1690>—岩波文庫(1955))は以下のように述べた。「私が・・・採用する方法は、現在のところあまりありふれたものではない。というのは、私は比較級や最上級の言葉のみを用いたり、思弁的な議論をする代わりに・・・自分の言わんとするところを、数、重量、または尺度を用いて表現し・・・自然の中に表現しうる基礎をもつような諸原因のみを考察する・・・個々人の移り気 意見、好み、激情に左右されるような諸原因は、これを他の人たちが考察するのに任せておくのである」。

1.2.3 第二に、統計数は個体についての数字ではなく、個体を集めた集団の数量的側面についての数字である。「誰だれさんの家族は何人」などという場合には、特定のケースに関する個別の数字であるが、世帯員の数合計されて人口とされるとき、これは、集団についての数字であり、統計数である。言い換えると、総計数、合計数でみる、個別ケースではなく多くのケースを総体としてみる、ということである。

統計数は、**総数・総量の認識**である点で、例外的事例にふりまわされることなく、大勢、基本動向、基本構造の把握に貢献する。

従って、「統計で見る」、「統計的に見る」とか「統計的思考」という場合には、数字で、しかも集団的にみる、ということが最初の意味だと考えてよい。

数量データには、個体、例えば企業についての数量資料＝財務諸表がある。これは、あくまでも個体についてのものであり、会計記録（資料）である。集団（多くの企業）についての数量データになった場合、統計（経営統計、企業統計）になる。

1.2.4 ここまで、統計資料が数量を示すことを述べた。しかし、さらに、統計数値が示される**統計表**は実に多くを語っている。統計数を獲得する対象にした社会現象について、タイトル（表題）、表頭（表の一番上にある列区分による説明欄）、表側（表の左右にある行区分による説明欄）によって、どこの地域の（スウェーデン、日本、首都圏など）、何の（人口、労働力）の、どの側面の（性別、活動状態）、何時（2004年など）の、数値であるのかを示している。そして、表の下欄に、注意書きや、この表の（統計の）出所（源泉）が示される。これらは**社会現象の質的側面を**、具体的に区分して示しているのである。質的側面に具体的区分を与えて分類表（例：国際職業分類－日本標準職業分類）を作ることも統計生産作業の重要な一環であり、成果である。その上で、調査等の統計生産によって「新たに」獲得されるのは、合計数である。

1.2.5 統計データは、①現実を認識するため、②政策・計画の立案、③政策効果の監視・評価するための道具である。この①～③が、社会の改革・変化に貢献する機能をみて、「統計は変革の道具」とも語られるこの質的側面とともに、統計数値が各セルに与えられており、統計表は、社会現象を**質と量の側面から総合的に示している貴重な材料**になっている。

1.2.6 さらに、統計表をグラフ化した**統計図**は、変化・発展傾向（時間的、歴史的経過）をはじめ国別、地方別（場所的、空間比較）の相違、全体にしめる部分等を**直感的に、簡単に認識**させる働きを持っている。

1.2.7 統計数値には**調査結果の数**の他、**計算加工した数**など種々ある。世界の将来人口予測で先進国と発展途上国の比率を計算すると、1950年の1:2.4が、1990年に1:4.4、2000年に1:5、2025年に1:6になる。統計表には、こういった比率が多く掲載されている。これらの数値は統計比率といわれる統計数値の一種である。

したがってここで、統計数字には、調査の直接的結果としての数字と、それら数字について例えば計算加工した数字とがあるといえる。統計数字といっても、計算的な加工の度合い（レベル）が浅かったり、深かったりする様々な数字がある。

各レベルで、その**統計数値が現実を正しく伝えているか**（統計生産<調査>が正しく行われたか、計算加工が正しく行われたか）**が問われるべき**である。

1.2.8 統計数字に具体的に写しだされている現実が、自然的現象なのか、社会的現象なのか。その観測過程にひきつけて言って、実験室あるいは自然観測の結果である自然観測値なのか、社会統計調査などの社会観察の結果である数字なのか、も問題になる。この区分は、日常的に、また自然科学でも、多くの場合に無視されている。しかし、社会統計学では、社会観測の結果およびその加

工結果である数字を、より厳密な意味、狭い意味（狭義）での統計とする。自然の観測結果である集団の数値をもふくめて統計というときは広義の統計としてよかろう。

1.2.9 社会・経済に関する統計数字（狭義の統計数）は、社会を対象にして、社会関係の中で作成される資料であるために、**多くの限界や一面性を持ち**、さらには虚偽のものであることすらある。この点は、自然を測定した観測値の多くとの相違点であり、ただちに計算加工にかけうるものではない。その統計が示すところは何か（現実をどのように写しだして [反映して] いるのか）、その統計が現実を誤って伝えていないか、の検討が必要だからである。この検討なしにその統計を利用するなら結果は見当はずれとなり、計算を急ぐなら現実の研究とかけはなれた計算遊戯に陥ることになる。

1.2.10 理論的認識（理論的認識：自然・社会＝客観の基本・本質についての認識）との関わりから見ると、統計は現実の反映物（写真に類似）であり、従って理論と現実をつなぐ位置にあり、**実証的（経験的=empirical）研究に貢献する**。

すなわち、ひとつには、理論を実証（検証）することに貢献する。（抽象的）理論を現実と照らしあわせて、これまでの理論がなお、現実を説明しているかを検査する働きをする。もうひとつには、理論がない分野で新しい傾向を発見し、そこから新たに理論を発見することに貢献する。実証研究のために材料としては、統計データの他に、個体についての数量的データ、実態調査（質と量について、しかし小規模）結果資料、質的資料等がある。

1.3. 統計に対する2つ（両極）の誤った対応—統計への過信と不信

1.3.1 統計が特に数字で示されることから、統計数が与えられれば、正確（精密）で、客観的であると、信じて（受け入れて）しまうという対応がある。統計（数字）宗という信仰のひとつである。新入生の大半、世の中の6~7割の人が、この宗派であるまいか。

しかし、統計資料は、実験室の測定値とは違って、複雑な社会・経済を対象とし、社会（人と人の）関係の中で生産され、社会的に影響を与える形で発表される。ここから統計数は様々な歪みをふくむことになる。2005年国勢調査、そして各種の統計調査の実施の困難を思い浮かべれば良い。

1.3.2 他方に、統計のこの歪みを絶対的なものとみて、統計を頭から否定してしまう対応、統計拒絶主義（統計ニヒリズム）がある。しかし、統計は正しく生産されるなら、現実の数量的、総合的側面の何らかの反映である。この統計を拒絶してしまうと、現実の認識（知ること）の放棄につながる。あいまいな、一面的な認識によって、行動することになってしまう。

1.3.3 このいずれもが、一面的である。大切なことは、統計資料や数理的手法に十分な注意を払いながら活用していくこと（批判的利用）である。特に、数理統計的手法について見れば、数理的には精緻であっても、社会・経済の現実とはかけ離れたモデルによって、無意味な結果しかもたらさない分析が、しばしば登場した。数理的手法の限界を反省しない（従って実は数理的手法に無理解な）応用である。数理的手法の適用が有効であるためには、手法を適用する統計資料の真実性の問題、その手法が持つ、仮定・前提に注意し、また計算結果が、社会・経済分析にとって意味があるのかに十分注意しなければならない。統計資料がふくむ社会的重要な情報を失わない、社会・経済に基本を抽出する、数理的手法の開発が望まれる。

2 統計学の課題

2.1 基礎的知識の体系としての理論＝学 理論とは、まず、研究（観察）対象についての基本的、体系的な知識である。研究対象の基本的部分とは、構造 [仕組み、骨組み、メカニズム] や、その変化・発展の基本的方向、である。理論は、基本についての知識である。したがって範疇（カテゴリー）や概念による把握、範疇・概念の深化・広がりを含みつつの把握である。一般に基本的

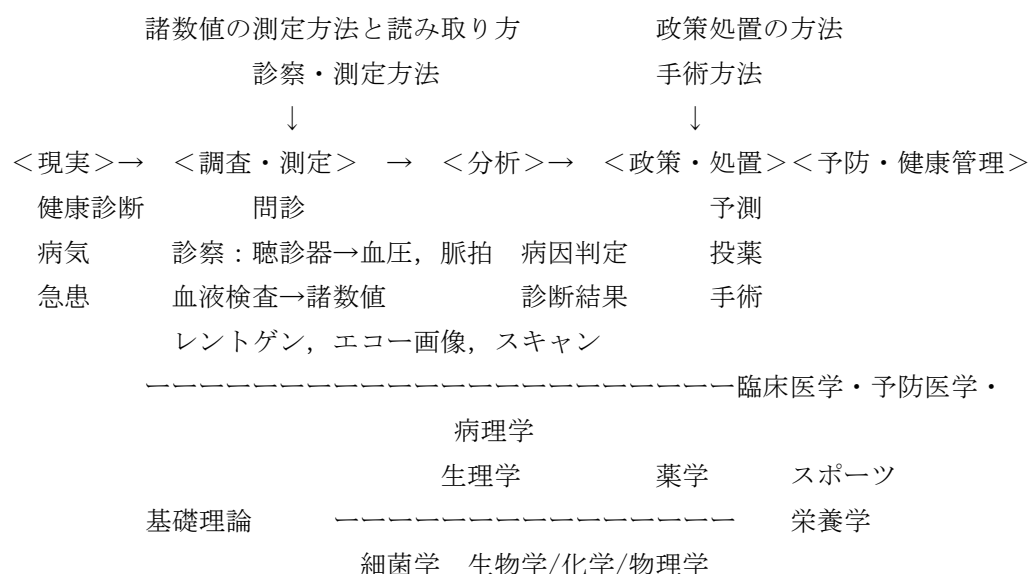
部分を対象とする基本知識であるために、抽象的知識を多く含む。対称的なのが新聞記事である。これは具体的であり、新聞全体で、断片的知識＝情報の寄せ集めである。

2.2 (基礎) 理論・仮説を検証し、現実を具体的に説明する上での統計をふくむ事実資料 理論は現実の基礎を反映したものであるが、理論は現実の個々の現象を説明し、個々の問題の解決策の立案を導くためにある。そして、理論は現実を反映したものでありたいが、現実を誤認していたり、現実自体が変化することによって、正しい理論とはいえないことがありうる。現実の説明のために、そして理論の正しさを点検するために、理論を、統計をふくむ現実（を反映した）資料と照合させることが必要である。時と場所を具体化した統計データをふくむ事実資料が、現実そのものと理論とを媒介するという言い方をしても良い。

2.3 統計学（理論）－方法論科学か実質科学か それでは統計学は、統計に関するどのような基礎知識を与えるのか。これについては統計学に関する歴史と現状において異なる意見がある。単純化すれば、一方に、方法論説：「統計生産と統計分析の手続き（方法＝「統計方法」）に関する知識を与える」、とするものと、他方に、実質科学説：「社会・経済の現実を統計データによって分析する」（現実の社会・経済を直接研究するという意味で「実質」という名を与えられた。この名づけ方は19世紀のドイツにおける学問分類論から来ている。形式主義が潜むが、目下はこれを問わないことにする）という両極がある。後の議論との関係で、ここで、医学との対比（図4-2）で例解する。病気の治療や健康保持のために、人体を観察し、処置を講じている医学諸分野は、実質的対象を扱っている。病院や診療所では、診察による数値の生産、この数値の分析、そして問題の原因の発見（病気の確認）と処方への提起が日々行われている。そして、診察や手術が正しく行われなければならない。図では縦の矢印を記入した方法・手続きをクローズアップすると、方法・手続き論（医療器具の操作から注射の仕方等々）が相対的独自の論議分野になる。統計学における方法論説とは、このうち特に、諸数値の測定方法と読み取り方、を扱う、という見解である。

統計学における実質科学説は、現実を分析している諸理論、すなわち経済学や社会学などとその各分野における統計による実証研究との違い何かを問われて答えられないという難点を持つ。方法論説は、実質諸科学に方法を提供する補助的科学であると言って独自性を唱えたように見えるが、このように独自化して、現実分析から距離を置くことで、諸科学に真に有効な方法を提供できるのかという疑問が生じる。

図 4-2 医学との対比図



2.4 方法・手続を論じつつ実質分析に関わる統計学 これらの疑義を念頭に置き、社会科学諸分野と現実社会での政府等による統計活動において統計に関する必要な基礎知識（理論）を概観して、筆者は、以下の考えに立っている。統計学は、第一に、統計の生産と利用の方法は固有の検討対象とする。但し、そこでの、その方法とは、科学の方法にとどまらず、いやそれ以上に、政府統計活動その他で実際に採用されている手続き、これを規定する統計法規・統計基準、さらには機関・予算・人員配置をふくむ統計制度をもとりあげる。そして国際的・国内的統計制度・政策をも対象とするときには、方法・手続き論にとどまらず、国際機関や国内機関、地方政府の現実の活動の分析を不可欠の領域とすることになる。第二に、統計方法のうちの統計利用・分析方法に関しては、研究分野での統計利用の方法（数理統計的手法が一分野をなす）と同時に、政府統計活動における予算等に制約された統計利用、そして政府統計活動の中での統計分析手法も対象とする。第三に、2.3でふれたような統計利用方法を独自の対象として、そこで孤立し、実質分析との連携を実際上は断ってしまう見解を排したい。この見解では、手法一主として数理的手法一を誇るが、現実分析に真に貢献する成果を生んでいるかという点では、乏しい限りだと思われる。これは、40年間ほどの社会科学研究での統計分析における統計学サイドからの貢献は如何にばかりかを観察してきた上での実感でもある。そこで、統計分析に関わっては、実質科学と同じ立場にあって、実質分析をする中で、分析結果で貢献する統計分析方法でなければならないと考える。ここでは、実質科学を進めながら、統計方法に留意するのである。

2.5 社会統計学からジェンダー統計論への幾つかの示唆 なお多くを論じる必要があるがここまでにする。以上論じてきたことは、筆者なりの、統計による認識の機能や、統計学の課題である。こういった統計学とジェンダー統計論の照らしあわせからの、ジェンダー統計論の今後の展開に向けた幾つかの示唆を記して、閉じることにしたい。

- (1) 統計学の全体における展開に照らすと、ジェンダー統計論が関与しているのは、なお部分的である。現実のジェンダー問題への注目の喚起、統計制度におけるジェンダー統計強化のための処置、統計生産・提示における性別表章やユーザー・フレンドリネス等の組み込み等での新たな提起と実際の改革はもたらしている。しかし、国際的・国内的ジェンダー統計論は、統計生産論の多くの部分や統計利用方法論での統計理論のこれまでの成果の摂取や、他方での改革の起などではまだ不足がある。
- (2) 統計による認識の基礎への説明が欠如している。ジェンダー問題の打開に向けての統計の扱いが、ときどきの必要性や運動の要請にそって、便宜的あるいは一面化する可能性がある。統計の認識論的基礎の検討は、現実の中の数量的側面の存在にはじまって、統計による認識の強さ（総体的・具体的認識）とともに一面性（前提する実質理論の妥当性を出発点に、現実の、生産過程における困難からくる統計データの現実からの乖離、形式主義的な計算手法の適用による皮相な計算結果）の危険を理解すべきことを指摘している。
- (3) 上の2.4の第三でふれたことであるが、統計の数理的加工について、手法に踊らされて皮相な結果を重ねるべきではなく、実質分析の分野に真の貢献をもたらすべきことを反省してきた。ジェンダー問題に関する統計分析で言えば、現実社会の格差・差別構造の数量的側面をしっかりとつかみとり、解決諸政策と連携させることに貢献する統計分析でなければならない。しかし、国際的・国内的ジェンダー問題分析に統計手法を多用する傾向が強められるとともに、特に若手の統計手法を幾らかかじった研究者の登場や増加とともに、分析手法やデータ（例えば、マイクロ・パネルデータ）の新しさを売りにして、ジェンダー問題の中枢部に向かっているとはいえない皮相な分析結果を重ねる傾向が増加するきざしがあるように見える。

ジェンダー統計論の一層の展開は、上の叙述のような他人事ではなく、筆者も分担すべき課題である。その意味では2.5は、ジェンダー統計論を展開する身として。今後の向けての筆者なりメモでもある。他方で、国際的・国内的ジェンダー統計運動と論議は、既成の統計学さらには社会科学理論を揺さぶり、一部には改革し、現実の社会構造の改革に貢献している部分もある。次回にこの点をふりかえることにしたい。

Ⅶ ジェンダー統計とは何か③:統計活動と社会統計学へのジェンダー統計運動・理論の貢献

これまで、ジェンダー統計論議の焦点となる幾つかの問題分野と特定の方法的分野の論点を取り上げた後に、「ジェンダー統計とは何か」として①「ジェンダー統計論の簡単な規定」、②「統計データの認識論的機能との関連」とりあげた。今回は、③として、これまでのジェンダー統計運動と論議の側からの、社会統計学一般理論への貢献と今後の貢献の可能性をとりあげてみたい。これを論じるとき、論者が統計学の重要論点として何を構想しているかによって、貢献の有無やどうみるかは異なってくる。そのこともあって、前回の説明②は、筆者なりの(社会)統計学についての認識を示したのである。

さて、社会・経済問題があるとき、問題の把握・問題の解決策提起・実績評価の全ステップで統計を使うことになる。これは病気(健康保持)という問題について、診察・診断し、投薬・手術をし、経過を観察する際に、数値を使うのと同じであり、数値の扱いをめぐる諸問題)を取り上げるのが統計学であるというのが前回の説明の要点のひとつであった。

全く新しいしかも大きな問題分野で、問題の追究にあたって統計を必要と感じ、統計を活用することが、世界規模で、統計の非専門家である大衆の活動の中で進められ、かつ統計家や統計専門家が関与することになれば、統計活動や統計学・統計教育上の影響があるのは当然である。ジェンダー問題のとりあげは、社会認識・社会理論の分野では類例がないほど大きく、これに伴うジェンダー統計活動・論議は新しいものである。統計史をふりかえって、これに匹敵するのは、19世紀から20世紀を通じての労働運動の統計への関与や、20世紀の第4四半世紀以降の公害運動の関わり程度であろうか。それだけにジェンダー統計は、独自の貢献をしており、さらに今後貢献することが見込まれる。この点を示すことで、ジェンダー統計の既存統計学との関係も示されるだろう。以下、主要項目に限って簡単な説明し、最後に一覧表をかかげる。

1 統計生産・提供論において

1.1 新しい統計の生産が求められた ジェンダー問題は最重要の問題の1つでありながら、この問題を統計で把握しようとする、統計が無いという状況にぶつかる。そもそも社会がこの問題の重要性を意識していなければ、統計は存在しようがなかったし、統計生産の歴史が、軍備や租税と人口に関わり、次いで経済・有償労働に関わるといった経過を持つ点で、「統計が無い」という状況は多く経験された。無償労働、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、女性に対する暴力問題などのジェンダー問題をふくむ多くの分野でも言えることである。統計先進国においては、新たな統計生産が要請されて、特に生活時間調査や暴力調査などで新たな取り組みや、改めての注目があつた。統計能力の不足もあって基礎的統計の生産も不十分な開発途上国については、基礎統計の生産体制の建設過程に、ジェンダー統計の見地を組み込むことが要請された。特に途上国においては、先進国で行われている詳細な調査以外の簡易調査法の開発が強く求められている。新しい分野の統計生産は、プライバシー問題や生産方法において従来の方式では対応できない問題もふくみ、インターネ

ット利用をも考慮に入れて、統計生産に関して多くの課題を提起している。

1.2 性別表示の要請—従来の統計生産・統計提示の改革が求められた

ここには3つの点がある。

第一に、個人に関わる統計を中心に多くの統計に関して、最終的には性別区分を持って統計を提供することが求められた。これまでの統計生産においても人口、有償労働、教育、医療保健など個人に関わる統計の領域では、ある程度まで性別の統計が提供されてきた。しかし、ジェンダー統計論は、これまでの分野でもまだ性別区分が不十分であることを指摘している。日本においての典型的なケースとしては1990年代前半に一部改善されたが、家計調査・全国消費実態調査の収入主体の区分がある。収入を獲得する主体として、世帯主、世帯主の妻という区分がそれまで長期にわたって採用されてきた。女性の家計収入への寄与をみたりするとき、女性世帯主はどうなり、女性世帯主の配偶者はどこに入るのかが問題とされた。その後、この区分は男性世帯主/その配偶者/女性世帯主/その配偶者に改訂された。性別区分に関しては、性別統計の生産を考える場合、そもそも調査客体になる企業、事業所や団体等が性別記録を持っていない場合もありうる。ここで性別報告を求めるのは被調査の負担の問題に関わる。しかし、それら企業、事業所、団体等も性別の記録を手元で作成しておくことが求められることになろう。念のために言えば、男女平等や均等待遇の中で、性別にこだわらないのが平等だと考えて、性別記録をとらないという転倒した考えに立つ動きが一部にあった。あくまで性別を区分して記録やデータを作成し、性別の格差・差別が無いことを明示するのが本来の進み方である。これをあいまいにすると、格差・差別が監視されないまま放置されることになる。

第二に、性別と年齢区分や階層区分とのクロス、さらに世帯・家族類型、有償労働、無償労働状況クロスした統計が求められた。これはジェンダー問題自体が、人々のライフサイクルごとに異なった現れ方をする点でおのずから要請されることであり、性別だけでなく、年齢階層とのクロス、収入階層とのクロス、世帯・家族類型との多重クロスをした統計が求められた。日本の場合、高齢者の多くは女性単身者である。結婚回避の傾向がある。また特に母子世帯がきびしい経済状況におかれている。これらを正確に把握するためにはその問題にそくしたクロス集計表が求められることになった。もちろん、この要求に関しては、政府統計の多くが標本統計であって、調査客体数が少ないこと、多重クロス表示に応じると統計表が複雑になり、統計書として公表するには限界があるなどの障壁がある。これについては、諸外国ではマイクロ統計の使用を広げる措置がとられるなど、データニーズへの柔軟な対応が進んでいる。

第三に、統計報告書の摘要表にいたる利用者に近い場面での上述の点を配慮した統計の提供が求められた。性別と重要属性クロスは、統計生産の各ステップ、すなわち、客体—調査票（業務統計の場合には調査様式）—集計表—統計原表の各ステップで保持される必要がある。しかし、とりわけ重要なのは、一般の統計利用者への統計提供の最終段階であり、統計利用者が最もひんぱんに手にする統計報告書の摘要表（簡略表・要約表）においてこの区分が保持されていることである。

以上の第二、第三をふくめて、統計表の提示における改善の余地は大きい。

1.3 女性に関する統計ではなく、女性と男性に関して、特に男女を対比した統計が求められた

上では性別表章について述べたが、これは、女性の状態が何らかの形で明らかになれば済むということではない。第一に、人数に関わる統計として統計表には合計と男性数のみが掲載されている場合がある。（合計と）女性と男性が示されるべきである。第二に、より重要な点であるが、女性と男性のそれぞれの数字がわかれば良いというだけでなく、女性と男性の差が対比された形が求められる。これは男性を100としたときの女性の比率（賃金格差）、全体に占める女性の割合（女性議員比率）として示されることが求められ、さらに、労働力率のM字型曲線にみるとおり、統計図では女性の状況が男性と対比されることが求められる。女性だけの労働力率をみても、男性の水準とそ

の型（90%台での台形）との対比でなければ、女性の労働力率の特殊性は浮き彫りにはならない。この分野でも改善が進みつつある。

2 統計指標・指標体系論において

2.1 新しい統計指標の生産・開発が求められた 生産された統計表あるいは摘要表だけでは実態の要点の表現としては詳細すぎるということで、統計活動・統計理論は、各種の統計比率・指数などを統計指標として用意してきた。そこには単純な割合や指数から合成指数（composite index：幾つかの異なる統計から作成する指数）がある。各種の統計指標が国際的に提起されており、この連載シリーズの第4回に紹介した。このうちで合成指数として国際的に広く流布しているのが、UNDPの指数、ジェンダー統計に関わってはジェンダー・エンパワーメント尺度（GEM：Gender Empowerment Measure）である。これは、管理的職業と専門的技術的職業従事者の女性割合、男性との関係で修正した女性の所得水準、そして国会議員割合という3つの構成要素を単純平均している。しかし、この尺度は何を表すのか。国際的に統計学側からの一定の批判的見解があり、いわば論争下にあるといえる。この尺度の批判あるいは他の方法の提起をふくめて、女性の地位や男女平等に関して意味ある統計指標が、各問題分野で、そして分野横断的な総合的指標の是非をふくめて論議されている。これらは、ジェンダー統計論議が統計理論の領域に問題を提起しているものと言える。統計理論は、これらを受け止めて対応しなければなるまい。今日、国連やIMF・世界銀行・OECD等の国際機関や途上国を中心に、特にミレニアム開発目標に対応する状況や改善の進捗の統計指標による把握が、最重要の課題になっている。この中にもジェンダー統計が組み込まれている。国際的・国内的統計活動が、貧困指標その他の実に多様な統計指標を提起してきていることに敏感になる必要がある。そしてここでは、合成指標構築の原則についての論議とともに、適切な統計指標の開発も求められている。

2.2 統計指標体系が問われた ここで統計指標体系とは、統計や指標の分野そして各分野内での大・中・小等の項目をどんな順序・配列するか、の問題である。シリーズ第4回でもふれたが、ジェンダー統計の体系としては、北京会議の12重大領域を各国なりに受け止めた各国の男女平等・共同参画計画・政策に対応させる型と、人口や家族・世帯からはじめて労働、無償労働等を経て、健康や教育等に至る、いわば社会構造を基礎から見ていく型がある。これらの型の混合型もあり、それぞれが長短をもつ。日本では共同参画白書や自治体ジェンダー統計書は前者の型、世界の女性、UNECEやUNESCAPのジェンダー統計体系や日本のNWECの男女共同参画統計データブック等は後者である。これらは、読者の理解に馴染むように、統計指標をどう体系づけるかという問題に多くの示唆を与えている。

3 特に無償労働とサテライト勘定—マクロ総合加工統計：SNA—論において

無償労働論とこの統計による検討は、この項目におさまるものではない。社会の在り方を、社会の構成員の全活動に注目し【労働と余暇・自由活動】、これを生活時間と貨幣評価によって計測しながら進もうとしている点で、無償労働への注目とこれの理論化は、過去に主として有償労働を市場関係の下にとりあげてきた経済学や社会科学を大きく塗り替えようとしている。したがって、ジェンダー論・ジェンダー統計論の貢献として冒頭に基本的なものとして位置づけても良い。しかし、ここではこの無償労働の統計的把握の方法的側面に限って、特にその貨幣評価が、93SNAのサテライト勘定に位置づけられ、「世帯生産サテライト勘定」として、INSTRAWにはじまり、カナダやノルウェーやEUそしてイギリスでの一連の研究が継続されているし、日本では旧経済企画庁が貨幣評価を試みた経過を念頭に置く。無償労働の時間および貨幣による評価に関しては、このシリーズで

近い機会に改めて取り上げるが、この研究、特に世帯生産勘定の試みは、無償労働というそもそも市場価値を持たない活動についての評価・計算方法と対応する表示の枠組みについて、そして研究・検討の方向、さらにSNAの枠組みや方法の反省等をふくめて多様な検討課題を提起した。その多くはなお未解決である。

4 統計利用・分析論において

4.1 分析において「背景・原因・関連要因—現状—結果・影響図式」が提起された ジェンダー問題の統計分析過程では、統計の読みの中で発見をし、これを深く検討する中で、基本傾向・構造を見出すことがある。他方で何らかの理論仮説なりモデルなりが前提されて、これらが事実に対応しているかを検証することで、検証に耐えればその仮説が現実の説明として採用しうるとみる進み方もある。このように言っても、統計的仮説検定論の使用が必要だということを言っているわけでない。多くの実証研究における仮説検定の使用は、現在、その多くが形式主義化して、論文の形式のお飾りになりさがっていて、現状のより深い解明につながるものにはなっていない

⁵。この分野では、実証研究に従事するものが暗黙に意識している手続きを、ジェンダー統計論の国際的標準テキストであるヘッドマンたちが示している⁶。彼女たちは、例として、性別職務分離を「ジェンダー問題」とみなし、「この基礎にある原因」として性別職務分離については「教育における性別隔離」をふくむ5つ、この問題がもたらす「結果/影響」を前者については「異なる賃金・俸給」をふくむ3つ、をあげる（同書第3章参照）。これを「背景・原因・関連要因—現状—結果・影響」図式ということにする。この図式は、各分野の実質理論によって導かれる。この図式を前提して、これら必要とされる指標(理想指標—理想統計指標)がひとまず確認されて、統計値が入手され、原因—問題—結果、あるいは原因間の関係が検討され、数量的対応が探られていくのが統計分析の基本的な道であろう。実証研究では、以上の図式が暗黙にこの図式を意識されているのであるが、これが陽表的に示されないまま作業が進められる場合がある。数理経済学あるいは計量経済学的研究で用いられる消費関数、投資関数、賃金関数といったものは、上述の仮説を設定しての進み方に近いものと言えるが、原因—問題—結果関係ではなくて、単なる対応関係として追求されていることが多く、そこで採用される方程式も意外に単純であったり、恣意的であったりすることがある。とはいえ、ヘッドマンたちの図式も、なお単純なものである。これらを基礎にして、現実の深い分析に進む統計利用の多様な方向の提起が必要である。

4.2 分析における数理統計的技法 ジェンダー統計論議の多くは、その主な担い手が、男女平等・共同参画計画・政策とこれに対応する統計づくりに近いところに位置している国際的および各国の統計生産者であり、統計利用に関しても適切な統計指標の提起に焦点がおかれた。したがって、本稿の他の箇所でもふれた論点をめぐる論議や貢献が多く、問題分析における数理的手法のすぐれた適用あるいは技法の開発という領域での貢献は、これからのことといえる。とはいえ、ジェンダー論・ジェンダー統計論の展開以前から重要な労働問題とされた性別賃金格差の検討においては早くから一定の数量的分析が積み重ねられてきている。その他の UNDP 指標や性別分離指数の作成など若干の問題においては、統計数理的技法の使用もある。この領域では、問題の所在や背景・原因機構をあいまいにしてしまう数理形式主義的利用を批判しながら、数理的技法の適切な利用や開発が求められ、また論議の活発化が見込まれる。

⁵ ①R.E.Henkel & D.E.Morrison ed.(1970) 邦訳内海他『統計的仮説検討は有効か』梓出版社、②橘敏明(1986)『医学・教育学・心理学にみられる統計的検討の誤用と弊害』医療図書出版

⁶ B.Hedman & others(1996) *Engendering Statistics—A Tool for Change*・翻訳・伊藤陽一他(1998)『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』梓出版社、第2-3章

4.3 政策・計画の中での数値、実施の影響・監視における統計の活用がめざされた ジェンダー問題の検討においては、解決策が提起され、その中に数値目標が組み込まれ、その目標に向けての進捗度を監視することが追求される。ここでも統計の問題として、どの統計・統計指標を取り上げ、目標値をどうするか、進捗度からする目標達成の可能性予測、達成が難しい場合の措置をめぐって統計による検討が必要である。この目標数値および進捗度監視は、もちろん他の場合にも行われ、ジェンダー統計特有のものではないが、ジェンダー問題・統計に関わって、特に重視されている点は、こういった統計研究を刺激するものである。さらに数値目標が設定されなくても、ジェンダー関連問題への政策的影響が、どのような影響・効果をもたらしているかの追跡が求められる。この場合は、統計調査の形態としていわゆるパネル調査（同一調査客体の継続調査）が意義を持つことになる。これももとよりジェンダー統計固有のものではないが、問題－政策・計画－実効性を絶えず審査することを求めるジェンダー統計論が重視・強調するところである。政策・計画の評価に関しては、世界と各国での政府、企業、組織(教育機関をふくめて)での実績評価の一段と加速する実施が社会風潮となった。日本に関しては、『日本評価学会』の、そのうち特に社会・ジェンダー評価分科会の論議がまず材料になるし、さらに「ジェンダー予算」論も関わってくる【一方で、『大学評価学会』が、性急な評価の動きへの批判的論議をふくんで活動を展開している】。

5 統計制度・組織論において

5.1 利用者にやさしい (user-friendly) 統計と統計活動 (→統計の品質) が求められた ジェンダー統計活動は、非専門家である広い統計利用者に優しい統計の提供をするべきことを一貫して重視してきた。第一に、ジェンダー統計の提供においては、先にも一部にふれたが、女性と男性を対比したわかりやすい統計表と図を提示することが要請された。インドネシアでは非識字女性がいることを配慮して、図に女性と男性をえがいた文章や統計表の少ない小冊子が用意された。第二に、この例にも見られるように、発行物の配色やサイズ等に独自の工夫をこらしたジェンダー統計書(リーフレット、ポケットブック、冊子体他)の提供が追求されている。これらの工夫は一般統計においてもありうることであるが、国際的、国内的にこれまでの統計の提供は、非専門の統計利用者・読者層の幾つかのレベルまで十分配慮したものではなかった。ジェンダー統計は、これを国際的な規模で利用者を重視し、統計の利用者層を大きく広げたことは統計活動の歴史においても注目されるべきである。

ジェンダー統計運動が一定の広がりを見せた 1990 年代に一段と強化された「統計の品質」論は、統計の品質の向上とともに、その品質をふくめて統計数値の背景情報(メタデータをふくむ)を利用者に公開することを1つの重点とした。そして、この点をどれだけ組み込んでいるかを、統計制度の品質評価の1つの基準にふくめるにいたった。「統計の品質」論でのこの動きには、非専門家を重視したジェンダー統計運動がかなりの影響を与えたと推察される。そして、この「利用者への優しさ」、あるいは利用者重視は、折から先進諸国で深まっている統計生産への国民の協力度の低下への1つの対応でもある。ジェンダー統計による広い統計利用者の掘り起こしと利用者に優しい統計の提供の動きは、政府統計が統計の必要性和統計への信頼を回復する契機にもなりうるものである。

そして特に 1990 年代半ばから急速に拡大しているインターネットの活用は、統計を利用者に使いやすい形で提供する大きな機会と手段を提供している。この活用が一般統計とジェンダー統計について進行しつつある。

5.2 統計生産者と統計利用者の対話が重視されている ジェンダー問題という新しい問題領域でのニーズに応える統計生産のためには、統計生産者が、ニーズを持つジェンダー統計利用者と対話・協力することが必要であるということもジェンダー統計運動の早くから提唱されたことであ

た。今日、統計生産者と統計利用者の対話・協力の必要性は統計一般に広く求められるようになってきている。ジェンダー統計運動はこれを先取りして提起していたといえる。

5.3 統計組織・制度の改革を求める これまで説明してきたジェンダー統計のニーズを汲み上げる統計生産、提供・配布、分析の方法の革新を確保するためには、おのずから統計組織・制度に一定の改革を求めることになる。主な点だけを示すと、第一に、政府統計機関全体におけるジェンダー統計の推進を確保する指導あるいは調整機関、第二に、各統計生産機関の中にジェンダー統計視角をその機関の統計活動全体に及ぼすことを推し進める部署（フォーカル・ポイント）なり責任者の必要、第三に、統計利用者との対話・協力を確保する機構、第四に、これと関連するが、ウエツ

表 統計理論の主要分野とジェンダー統計論による論議の展開一覧

分野	小区分	一般方法論での刺激・貢献	ジェンダー統計分野での例
I. 統計（機能）論		原因－現状－結果・影響図式による統計分析の強調	B.ヘッドマン他著書
II. 統計生産・提供論	統計生産	新しい統計生産形態－小規模調査の重要性提起, 既存統計改善, 暗数部分の掘り起こし	女性に対する暴力調査, 性犯罪統計批判・被害調査, 簡易統計生産法の模索, 社会生活調査の改善
	統計表の設計	性別表示の諸レベルの提起とこれによる既存統計の吟味, 改善策提起, ハンドブックにおける凡例定式化	家計調査の改善, 性別表示と user-friendliness をクロスした表示諸レベルの提示と, これによる現実の統計吟味・改善策提起
	統計図	統計図による表現の重要性を再確認し, 幾つかの新しい図表現を用意	B.ヘッドマン他著書, 第
III 統計の提供論	統計の提供	User-friendly な提供	インドネシア・リーフレット他
	統計集		世界の女性, ハンドブック, リーフ他
IV. 統計体系・統計指標論	統計体系論	政策対応型体系, 社会構成序列型	NWEC『男女共同参画統計データブック』, 日本の自治体ジェンダー統計書,
	統計指標論	新しい指数, 指標の提起と論争	職務分離指数, GEM
V マクロ加工統計論		SNAにおけるサテライト勘定方式の提出	無償労働評価論, インプット法・アウトプット法
VI. 統計利用論	数理的手法		賃金格差分析
	ミクロ統計利用		賃金格差, 職務分離分析
	政策連携	統計分析と政策との連携の模索, 目標値・実績値対比	無償労働, 共同参画計画と統計
VII 統計品質論・統計の吟味批判	統計品質論	適切性, 明確性, アクセス可能性, 国際比較可能性等の論議	国連諸文献, B.ヘッドマン他 性別統計研究, NWEC 共同参画統計ハンドブック
VIII .統計制度・政策論	統計制度論	非専門的統計利用者への user-friendliness の強調, 統計利用者との交流強調	B.ヘッドマン他
	統計政策論		
IX 統計教育			統計学習（国際, 国, 地方レベルでの）

ブサイトへのジェンダー関連統計の提示，第五に，統計機関の意思決定部署への女性の登用，である。これらの多くは，その国の統計組織の在り方（集中型＝中央統計局型か分散型か，統計調整機関の存在と機能，第4章参照），男女平等促進機関の有無・機能・関係，そして統計関係職員の中での女性幹部職員の育成の歴史，等によって具体的措置は異なってくるだろうが，国際機関，各国統計機関は，これらの改革に取り組むことになるだろう。これは，ジェンダー統計を主流化(メインストリーミング)する道である。

6 統計教育論においてジェンダー統計活動が統計理論に要請していることのすべてが，実は社会統計学の理論枠組みによって十全に対応できるものである。繰り返すが，前回いくら詳しく述べ，本稿の冒頭でも言及したが，社会問題－社会病氣－を解決するための手続き諸過程で統計データを正しく扱い，またそうした成果を，方法と実質分析において生み出そうとするのが(社会)統計学である。そして，何よりも第一に，統計の重要性と限界を理解し，統計を活用し，かつ政府統計活動に理解を持つ(このためには，政府統計側の革新があつてのことだが)非専門家の国民大衆を広く育てることが統計教育の中心であるべきこと自明であろう。ジェンダー統計運動・論議は，世界各国でセミナーを積み重ねながら，先に脚注(p.177)で引用したテキスト *Engendering Statistics* を生み出した。このテキストでは，問題の存在⇒統計の必要⇒統計の入手⇒統計の活用がしっかりとうたいこまれている。このテキストを生み出したことをふくめて，ジェンダー統計運動・論議は，これまでの政府統計活動や学校教育が不十分にしか果たさなかったことを，国際的ならびに各国そして各国内部の地方レベルで，大掛かりに進めつつある。この点こそ，他がなしえなかった統計教育におけるジェンダー統計運動・論議の大きな貢献といえるだろう。

Ⅷ ジェンダー統計とは何か④：統計利用論補足1：「原因－現状－結果」図式再考

これまで，(1)ジェンダー予算，(2)ICT とジェンダー，(3)女性に対する暴力，を各論として取り上げ，(4)方法論的な論議の一部として統計指標にふれ，より基礎的に(5)～(7)で，ジェンダー統計(論)とは何かを説明してきた。今回は，前3回での基礎論を前提して，ジェンダー統計利用論の補足の第一として，原因－現状－結果図式を素材にして，若干を論じてみたい。次回はこの利用論の第二の補足として政策評価と統計をとりあげる。そして以下の連載では順不同で，無償労働と統計，自治体ジェンダー統計，マクロ経済政策批判とジェンダー統計，ジェンダー予算(再論)，指標(再論)等を予定している。

1 ジェンダー統計分析におけるヘッドマン等の「原因－現状－影響」図式再考

統計データによるジェンダー問題(そして一般的な社会・経済問題)の分析において，前回示したヘッドマン他による「原因－現状(ここでの現状とは現象，あるいは問題そのもの，とでもいうべきもの)－結果」図式は，ジェンダー問題の統計による提示に有効であろうし，特にそのテキストの2章から第3章にわたる説明は明快にみえる。それは，ジェンダー問題の現状を示し，その現状をもたらしている原因と，この現状がもたらす結果を図示し，諸要因・諸結果をあらわす理想的統計指標を描き，これについてデータの入手可能性を検討した上で(データが入手可能であれば示すし，入手不可能な場合には代替指標を工夫し，さらには新しい調査によってデータを入手するなどを経て)，問題をめぐる諸関係を統計で提示する，というものであり，欠如しているか不十分な統計の生産あるいは，これを埋める代替方策を探るというものであった。この論議はこのようにして統計の

提示、指標の妥当性や統計生産を促す方向に回帰していく議論になっている。ヘッドマンたちの図は学生その他には、わかりやすいので筆者も使用するし、日本ではこれを健康や農業でのジェンダー統計・統計指標の充実度の検討に使われ、その文脈下に一定の有効性をもつ例もある。さらに筆者は講義で、かつて『国民生活白書』平成4年版に掲載された図を補強・拡充した少子化の背景・規定要因や結果・影響の図式を使用もする。

前回、「実証研究では、以上の図式が暗黙にこの図式を意識されているのであるが、これが陽表的に示されないまま作業が進められる場合がある。数理経済学あるいは計量経済学的研究で用いられる消費関数、投資関数、賃金関数といったものは、上述の仮説を設定しての進み方に近いものと言えるが、原因－問題－結果関係ではなくて、単なる対応関係として追求されていることが多く、そこで採用される方程式も意外に単純であったり、恣意的であったりすることがある。とはいえ、ヘッドマンたちの図式も、なお単純なものである。これらを基礎にして、現実の深い分析に進む統計利用の多様な方向の提起が必要である」と書いた。今回はこの論議に幾らか立ち入ろうとする。

この図式(以下では因果的關係を言い表した図式と言った表現も使う)について説明すべき点は、これらの原因あるいは影響・結果図(図示が無くても、例えば、少子化に関わる要因の文章的列挙でも内容的には差はないのだが)は、何を基礎に提出され、正しさは保証されているのか、である。

前回、ジェンダー問題に関する統計生産や統計指標、統計制度と並べて統計分析の箇所、この「原因－現状－結果」図式を掲げたが、統計生産－提示・貯蔵－分析という脈絡において、どういう意味で統計「分析」なのかは示していない。この点について少し論じようとするのである。

原因－現状－結果・影響図式では、ほぼ確証されている関係はひとまずおくとして、図式全体が仮説である場合、あるいは図式の一部に新たに要因等を導入して仮説部分をふくむ場合に、統計分析としてその妥当性をどう実証し、統計分析が貢献できるのかが問題になる。

(1)図式は統計分析に先立って与えられる まず、①これらの図式はその分野についての理論・経験・洞察に基づいてもたらされている。これは、「これまでの」(おそらくは統計分析をふくむ)多様な検討・論議を基礎にしており、図式に基づく新たな統計分析によって独自の取り出されているのではない。そして、②この図式に示される諸要因の関係付けは、統計分析の前提であって、統計分析そのものではない。ここでの図式(あるいは一般に仮説)自体の正当性についてみれば、(i)関係諸要因、特に主重要な要因が網羅されていること、(ii)特に背景が示されていること、(iii)原因とみなされる要因群が、原因⇒現状、という脈絡に位置づけられていること、が重要である。(iii)で原因⇒現状と書いたが、諸要因間には相互作用・反作用があり、原因⇒結果の結果が現状であるなど錯綜した関係がある。これら関係の中から主な原因⇒結果(=現状)関係を描き出していることが、必要である。③もちろん、統計分析との関係では、図を明示することによって、統計の不備を指摘し、あるいは分析のための統計を用意できる。そしてこの関係・関係の強度を統計で確かめる過程が、統計による実証過程である、という点で、統計利用・分析の不可欠の前提になる。④これらの諸関係の明示なしに、やみくもに統計計算(相関計算をふくむ多変量分析)を急いでしまうと無内容あるいは見当はずれの結果がでるのがオチである。

(2) 現状(ジェンダー問題)の確認は統計の重要な利用であり、一層の分析の出発点である この図式で現状(ジェンダー問題)の確認として、性別賃金格差、社会の多くの領域の意思決定にあずかる地位での女性の少数、あるいは無償労働時間の性別の圧倒的な不均衡を統計で確かめることは、ジェンダー統計利用として極めて重要であり、一層の関連分析の出発点である。とはいえ、このジェンダー問題の統計による確認のためには、「原因－現状－影響」図式が無くても、北京行動綱領の12重大分野あるいは、日本の男女共同参画基本計画で指摘されている問題を確認してみる、ということであるのが、より一般的な統計利用でありうる。図式にひきつけて、統計利用との関連という

ことで、この(2)を念のため指摘しておきたい。そして統計利用をさらに深めていくにあたっては、この図式における関係の確認・実証が中心課題になるとみなして、この図式を位置づけ、一定の検討をしようというわけである。

(3)より立ち入った統計利用—因果性を基礎にした関係の数量的強度の測定の必要 それでは背景、原因、それらによってもたらされた現状の関係をどう確認するのか。

① 関係の洞察は深い考察による。【ここでは、さらに認識論や論理学で語られる演繹や帰納、諸種の分析、概念的分析・展開（参照：見田石介『資本論の方法』）、下向・上向、などを念頭においているが、そこまでは立ち入らない】。

② その際に、これを支援するのが、a.個別事例の(質的・量的関係、因果性や相互作用の)詳細な観察であり、あるいは、b.統計計算（多数事例の数量的対応の整理）であろう。個別事例の観察は特殊に陥ってしまう危険を持つので、複数の代表事例（タイプ別）の観察が重要だろう【資本主義の諸タイプ論、福祉国家の諸タイプ論が、世界や特定国を論じる場合に不可欠であるのと同様に】。そして事例を全体的な観察結果である統計によって位置づけることができれば、検討結果は強固なものになる。

③ 一方で、統計計算は、あくまで数量関係を処理しているにとどまり、その一人歩きは禁物である。おそらく、因果的な関係を基礎に据えた上での、あるいは因果的な関係について選択肢を持った上での、関係の測定—対応関係の強度の測定—が一定の有効性を持つだろう。そういった関係を前提せずに相関計算が先行すると、原因⇒現状の把握とかけ離れた遊戯に終わる。さらに少なくとも社会問題—ここでは既存の理論や洞察が原因⇒現状関係についての仮説を与えうることが多い—の検討においては、因子分析法は、原因—現状関係の理論的仮定(仮説)を検証するのではなく、相関計算を通じて、関係を類推する手法であり、因果性が事後解釈されるが、これらがかなり恣意的、思いつきに流れているケースが多く、手法としての流行もやがてヤマをこすであろうし、筆者には有効なものとは思えない。原因—現状の検討に統計的仮説検定法が活躍する余地はさらに少ないだろう。実は統計的仮説検定法や因子分析法の適用による「お見事な成果」にお目にかかりたいのだが、浅学寡聞にして出会ったためしがない。どなたかにご教示いただければ幸いである。

(4)例解 以上について、女性の労働力率の高さと合計特殊出生率の相関図(国別)を例として説明したい。これは特に人口の停滞・減少問題を抱える先進国をめぐって、女性の有償労働への進出度が高い諸国において出生率が相対的に高いことを示している。ここから女性の有償労働への従事を支援する制度・政策の強化が唱えられる。

しかし、上のいわば2変数の対応をみて、女性の労働力率の上昇を、日本の場合のように、女性のパートタイムをふくむ非正規労働への就業を促進する、ことを例えば少子対策をするということにはならない。

制度・政策としては、(i)女性が正規労働者である場合に、出産期さらには育児期に休暇や労働時間の短縮が可能であり、その後も正規労働者としてフルタイムの就業が保証されており、(ii)女性がパートタイム労働者である場合には、正規労働者との同一価値労働同一賃金が確保され、出産後に、出産前と同じ条件でパートタイムの職場に戻り、さらにはフルタイム雇用への道が開かれていることを中心に、(iii)男性労働者が家事・育児に参加可能なように労働時間の短縮がはかられ、(iv)男女ともに育児休暇の取得が自然なことと受け止められており、(v)地域や職場で育児と家事等の両立支援体制が整えられていること—(vi)より広く表現するなら、職場におけるディーセントワーク、生活におけるライフ・アンド・ワークバランスが整えられていること—、(vii)出産・育児・教育費用が高くはなく、(viii)環境が子どもたちに安全であり、そして(ix)社会にこれら全体を支える意識が存在すること、等々が必要であろう。これらによって、所得の上昇があり、仕事と育児の両方について

継続可能になる。さらに追加的に指摘すると、男女平等が実際に進んでいるほど(例えば北欧諸国)、男女のジェンダー差(男性優位)に関する意識は敏感であることも考慮に入れておくべきことである。

これらは、女性労働力率の高さと合計特殊出生率の相対的高さの相関図は、重要な対応関係を取り出し示したものであるが、両者のつながりに関しては、なお社会的背景、そして多くの因果的あるいは相互的關係があり、それらを丁寧にフォローすべきである、ということである。

(5)政策・制度の実施可能性(図式の後半・現状⇒影響・結果) さらに、こういった体制・政策の充実・強化を実現に向けて説得力をもつためには、(i)少子高齢化と労働力不足、(ii)労働力の急激な非正規化によって生じる企業・組織体制の脆弱化(ガバナンスの破綻、企業の社会的責任の喪失)や、(iii)同じく人間の側でのモラルの低下や病理的現象の拡大、(iv)企業と社会全体の損益や効率性などを検討して、上記の体制・政策の優位性や実現可能性をも示さなければならない。これらは、図式における現状—結果・影響を、労働者(階層別)・住民と企業とのそれぞれの立場からのプラスとマイナスについて数量的な評価をふくめて検討することにあたる。

(6)統計数理的操作の限界と位置 再び一般化した論議に戻すなら、さらに、以上に指摘した要因の關係付け自体について異論を考慮し、実現可能性も検証しなければならない。統計分析はこれにどう寄与しうるのであるのか。現実社会の大きな歴史的経過や背景、因果的あるいは相互的諸關係の多くを捨象し、かなり強い仮定・前提のもとに変数間の対応關係を求めるといふ土俵に問題を移してしまう、いわゆる統計数理的分析は、どこまで有効なのか。現実の一部を狭く切り取ることに統計数理的検討の強みがあるのだとも言う。しかし、この切り取りが適切であること、切り取った研究—計算の結果を、現実の諸關係の中に正しく位置づけて解釈することがなければ、研究結果は宙に浮いた操作のひけらかしで、現実分析に実質的に貢献することにはならない。数理統計的分析とかこれを主内容とする統計学に幻想を持たない者は昔から、統計分析・利用はこういった部分的切り取りのもとに数量的対応の確認を重ねてくれれば良いのであって、全体的脈絡に統計計算結果を位置づけ、解釈するのは実質科学分野に任せておけ、という理解に立っているかも知れない。しかし、統計分析の側は、切り取りの妥当性や現実分析の脈絡に計算結果をしっかりと戻す(切り取りの妥当性が重要になる)ことまでに責任を持つべきだろう。

(7)社会統計学的統計利用論と同じ土俵にたつ ジェンダー問題の統計による分析—ジェンダー統計利用—といった場合には、諸関連を数量的に確かめていく作業は、必ずしも数理的に高度な操作を必要としないで、関連する統計・統計指標から關係を類推する作業が多様であってよい。ここでは、先にふれたように、典型的諸事例の検討に重きをおくこともふくまれるだろう。このようにして、統計利用をめぐる論議は、社会統計学での統計利用の在り方をめぐる論議と同じ土俵にたつものとなる。ジェンダー問題の統計による検討で、統計利用の優れた道を考案し、他方で、社会統計学的利用の論議が、ジェンダー問題研究を刺激するという關係にたつことになる。以上の論議からわかるように、ジェンダー統計論における統計利用論に独自の方法があるかといえば、それはない、と言って良い。ジェンダー視角を統計利用に持ち込むという一般的な見地が新しいのであり、具体的なジェンダー問題ごとの統計による研究の中で、統計利用論の応用があり、あるいは具体的統計概念や手法(性別職務分離指数あるいは賃金格差分析法など)が用意されることになる。

(8)ジェンダー論・ジェンダー統計利用が提起した独自の課題—無償労働論など 統計利用の方法において具体的な手法がジェンダー統計利用論議で用意・開発されているわけではないが、より大きな課題設定においては幾つかの新しさがある。それはジェンダー統計論ではなく、ジェンダー論がもたらしたものであるが、無償労働と有償労働との有機的關係という経済学その他の社会科学が長く無視してきた大問題を提起して、「労働」概念を基本にもとし、生活や社会全体の営みを視野に入れ、ジェンダー關係を考慮しながら検討することを要請した。折からの地球環境悪化の中での持続

可能な社会や、日本の少子高齢社会の今後を展望するとき、これらの視角なしには論議は進みようがない。これに対応してジェンダー統計分野は、無償労働の把握（時間的、貨幣的）のための統計生産論—時間使用調査（生活時間調査）の用意・修正—を世界規模で展開し、国連統計部からは活動分類基準が提示され、先進国さらには途上国での実際の調査開始を促した。これと関連して統計利用分野で、有償労働と無償労働が各国と、経済変動の諸局面、無償労働の種類別に、そして制度・政策によって、どう相互移行関係をふくめて有機的に関連するか数量的に推定することが重要な論点になっている。

深まりと整理が不足したまま論議になってしまった。次回の政策評価・影響調査論議で補いたい。

IX ジェンダー統計とは何か④：統計利用論補足2

—男女共同参画計画・政策の「評価」と統計

前回は、ジェンダー統計とは何かに関して統計利用論の補足の第一として、ジェンダー問題の現状を把握し、その原因、および現状がもたらす諸影響・結果を統計で明らかにしようとする、いわゆる「原因—現状—結果」図式について、これを補強すべき諸点にふれた。次に注目すべき点は、ジェンダー問題の解決をめざす政策や計画に関わって、数値目標の取り入れ、政策の効果・影響、あるいは目標に向けての進捗度の測定および政策・計画の修正における統計の活用における問題である。

1 政府の政策評価の拡がり

まず、政策の妥当性と政策実施の成果に関する評価を実施することは、政府レベルにおいて(対外援助政策をふくめて)、そして地方自治体レベルの政策について定着しつつある。これらの動きもあって国内的には、大学評価などが進展し、社会全体で各種の評価や認定が広がっている。

政府の政策の評価に関わる法律等は、2001年1月の「政策評価に関する標準的ガイドライン」、6月の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の制定、12月の「政策評価に関する基本方針」の閣議決定、02年の上記法律と同施行令の施行、05年12月の「基本方針」の改定、「政策評価の実施に関するガイドライン」の制定を経て現在に至っている (www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku)。これらによって、政策評価は、各省庁で取り組まれて評価書が公表されるとともに、統括担当の総務省が政策評価の実施状況と結果の政策への反映状況に関する報告を毎年公表している。中央でのこの動きに対して、一部の県では先行して、そして全体としてみると中央省庁の動きに半歩遅れて、都道府県でもこの政策評価が実施され、これが市区町村にも及びつつあるといえる。

政府の政策や計画が立案・施行され、これらが予算処置と決算審査を受けている点で、何らかの政策評価があったといえるが、上述の一連の法律、方針やガイドラインによって行われる政策評価は、各省庁および政府全体の政策について、組織化・標準化された形で行われ、公表される点で過去のものとは違う。すなわち、それは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」ものとされ、評価の目的や対象によってではあるが、(i)必要性、(ii)効率性、(iii)有効性、(iv)公平性、(v)優先性、について行われるという。

ここでは、①政策は、政策(狭義)—施策—事務事業のレベルに、②評価方式は、「事業評価方式」、「実績評価方式」と「総合評価方式」として区分されており、評価の内容として「主要な施策等に関し、国民に対して「いつまでに何についてどのようなことを実現するか」を分かりやすく示す、成

果(アウトカム)に着目した目標（以下「基本目標」という。）を設定する。具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、これに関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標(以下、「達成目標」という)を設定する。達成目標は、可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いて示すこととする」ともされている。

ここで、統計との関連で注目すべきは、第一に、政策評価にあたって、数量的評価が求められ、これに関わって、適切な指標を選択し、この指標値を示すための基礎統計データが求められ、統計データが入手できた場合、目標との関連で達成度が計算される各段階で、統計の基礎的問題の多くに遭遇することである。これまでもとりあげた指標選択⇒品質の確かな基礎データの入手可能性の有無、の問題がこの過程と重なる。第二に、政策評価に関しての統計的処理であるために、幾つかの固有の留意点があることである。

2 政策過程の諸区分—梅田・小野・中泉(2004)『行政評価と統計』(以下、梅田他著と略)日本統計協会を手がかりに—

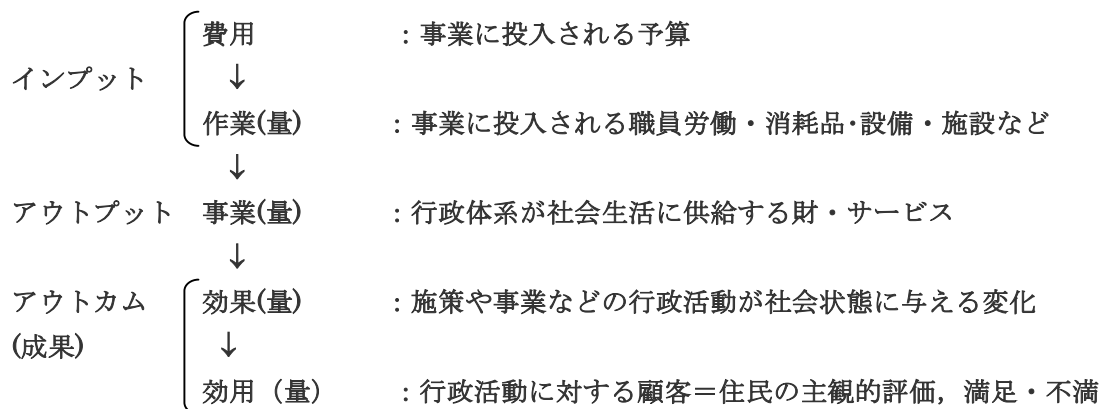
統計指標に関して基礎的な指摘をしている書物として上記がある。著者たちは一般的に、「単なる数値に基づいた機会的な判断は政策評価の本来のあり方からはかけ離れたものである。考慮されない効果や費用が多く含むにもかかわらず、それらに対する十分な検討をせず、費用便益分析によって得られた数値のみで政策決定を行うことの危険性を強調したい。」(p.142)という重要な指摘をしている。しかし、特に焦点となる評価指標をめぐる論議の紹介とコメントにしばらく。

(1)行政過程を評価する際の過程の一般的区分 梅田他著は、投入(量) (インプット) →活動 (量) (アウトプット)→成果(量) (アウトカム) を区分し、道路整備を具体例として、インプット指標：「道路拡張予算額(どれだけ投資したか)」、アウトプット指標：「道路拡張距離数(どれだけ整備したか)」、アウトカム指標：「区間の平均旅行速度」「区間の通過時間(の短縮量)」(どれだけ渋滞が解消したか)を示している。

(2)行政活動の5局面 梅田他著は、行政活動を図1のようにさらに5つの局面に区分している。

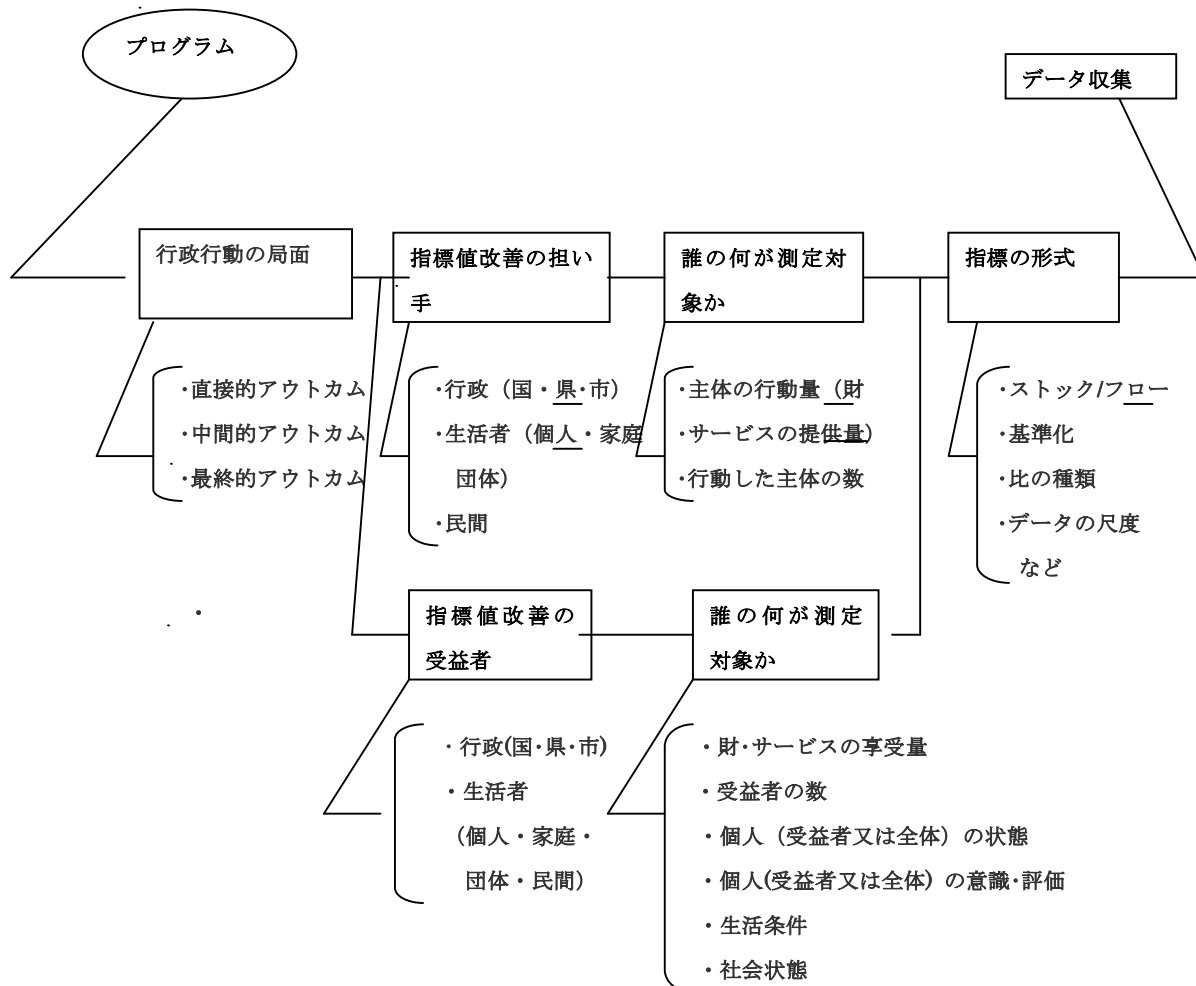
ここでアウトプットは行政機関内への出力と外部への出力があること、またアウトプットとアウトカムは、別物というよりも論理的因果関係や時間的順序に従って波及・推移すると考えればわかりやすい、ともいう。この点でこの過程は、さらに、投入(Input) →過程(活動)(Process(Activities)) →直接のアウトプット(Immediate Outputs) →中間的に発生するアウトプット(Intermediate Output) →最終的に発生するアウトプット(Ultimate Outputs)とも区分しても良い、という。

図1



(3)アウトカムの詳細分類 著者たちは、アウトカムをさらに区分している(図2)。梅田他書の説明は「このように指標の測定対象を決め、算出方法を選び、データ収集を行う過程では、何をどのように測るのかという観点からのチェックが必要である。これは一般に社会科学において何らかの

図2 アウトカム指標の分類—妥当性を高めるために—



測定を行う際に必ず問われる「妥当性」 validityと「信頼性」 reliabilityに相当する。妥当性とは、測定したいものを測定できていることであり・・・データ収集をいかに誤差や偏りなく行うかが信頼性に相当する](pp.177-178)という。

3 政策評価と統計指標をめぐる統計的問題

以上の政策過程や産出あるいは成果(アウトプット・アウトカム)の評価と統計問題を、この書物に示されている点を考慮に入れて筆者なりに整理してみる。

①計画・政策評価における指標選択 まず、計画・政策の努力と進捗を、インプット、アウトプット、アウトカムのそれぞれについて、どの指標で測定するか。梅田他著では、「妥当性」という訳語をあてているが、統計の品質論において筆者が「適合性」の訳語をあてている問題であり、計画の中心にある重要な指標を的確に選択しているか問題である。この選択は、計画目標をめぐる諸状況の深い理解と、統計に関する一定の知識を前提にはじめて正しく行いうる。

指標の選択は、ここで検討している政策評価以外に、現実の統計による分析の際に、問題の現状、背景・原因・要因を的確に示す指標は何か、という問いとして、広くとりあげられる。

②指標値の有無・入手 (i)指標を取り上げる場合、当初は理想的・理論的に取り上げたい指標をか

かげながら、その指標に数値を与えるデータが欠如しているか、不完全なために、次善の指標に代替させることがありうる。(ii)データが入手できる場合にも、その「データの品質」については、十分な吟味が必要である。データ提供機関が責任を持ち、信頼できること、提供されたデータが、調査(生産)方法や標本数の大きさ等において確かなものであることが要請される。

③目標値の設定・導入ーベースラインをどうとるか 適切な指標が選択され、計画のスタート時点と経過期間にデータの入手が見込まれる場合でも、計画期間の終わりの数値目標の設定に関しては、国際機関、国内機関をふくめて、意外にも説明が無かったり不足していることが多い。目標値は、(i)政策・計画の重要性と計画達成の困難の程度ー必要な予算額の多寡をふくめてー、出発時点のレベル等がかかわる。(ii)未着手の状態から一定のレベルに到達するのは容易である一方で、すでに一定レベルに到達していて、100%をめざすことに難しさがある場合がある。(iii)さらに、目標は、フローとストックのいずれについてみるのかが問われる。

④計画の進捗状況の測定ー目標達成度(目標値と現実値の乖離)をどう計算・評価するか ③とも関連して、進捗度(達成度)の数値的計算においても、単純に「実績値÷目標値」と計算すれば済むわけではない。達成度の値だけが一人歩きして、事業や従事者の評価に使われかねない状況がある中で、達成度の計算においても注意が必要である。内容には立ち入らずに、幾つかを指摘しておく。(i)目標値を基準にするか、開始時の数値を基準にするか、(ii)フローとストックの違い、(iii)目標値への接近における進捗状態は直線的か曲線的か、(iv)全体的平均における進捗の一方での小部分における立ち遅れ、についての配慮、等である。梅田他書は、(i)を中心に一定の説明を与えている。

⑤指標の合成・総合化(複合指数化) 梅田他書は、総合指標を作成する際の留意点として以下をあげている。(i)そもそも総合化・合成する意味があるか、(ii)個別指標が互いに比較可能(同じモノサシで測っていること)でなければ、加えることはできない、(iii)単純平均を取るか、加重平均を取るか？(iv)加重平均のウエイトは、総合指標の値を決定的に左右する、(v)多くの総合指数は、個別(分野)指標のリスト→個々の指標を偏差値化→総合指数の作成、の順序をとるが、a.採用する個別(分野)指標数が少ないときは、ひとつの指標の値が総合値に大きな影響を与える、b.個別指標値の偏差値化の際に、正規分布からどれだけずれているかのチェックがされていない、等がある、(vi)総合指標による地域比較では、上記の(v)次第で作成者によって最高位だったり、最下位であったりする。個別指標を選ぶ基準や、それらの指標が何故同じウエイトとされるかの考え方の提示が望まれる、(vi)事務事業の評価において、点数評価が行われ、事務・事業間の比較・相対評価のために事業別に点数が総合化される。この場合、a.点数付与に関して留意、b.観点別(効率、成果、公平性・・・)等の点数を加算して総合化することに意味があるのか他、指標の合成・総合化の問題点が生じる。

4 男女共同参画政策・計画・事業における評価

男女共同参画政策や計画に関しても当然のことながら事業の評価は行われている。中央政府レベルで男女共同参画局を中心に、そしてかなりの都道府県でも行われ、市区町村にも広がりつつある。

(1)内閣府男女共同参画計画の評価書 この到達点にあたる文書は、2005年12月9日公表の「男女共同参画社会の形成の促進(男女共同参画基本計画)の事後評価(平成16年度内閣府本府政策評価書)」(www.8.cao.jp/hyouka/index.htmlの文書一覧の中にある)である。政策評価結果の政策への反映状況報告が2006年9月28日に発表されており、男女共同参画に関しては後日公表予定とされている。

そこで事後評価書(64ページと資料)をみよう。これは総合評価方式にたち、冒頭に、担当局課は男女共同参画局推進課であること、政策の目的、関係予算の推移を示した後、旧参画基本計画の11分野について、①目的ー目標、②予算の推移、③具体的施策例(担当府省付記)、④政策効果の発現、⑤政策に関する評価、をとりあげている。統計指標は、このうち④で示されている。④でとり

あげられているのは、取り組み自体、すなわちインプットについてではなく、いわばアウトカムについての指標である。一覧的に示す紙幅がないので例示すると、「分野1：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」では、(1)国の政策・方針決定過程－(i)GEM指数の推移、(ii)国の審議会委員での女性割合、(iii)臨時委員・特別委員・専門委員での女性割合、(iv)国家公務員採用者の女性割合、(v)女性国家公務員の登用状況、(vi)日本学術会議の女性会員割合、(2)地方公共団体における取組の支援・協力要請－(i)都道府県・政令指定都市の審議会等委員の女性割合、(ii)市町村の法律・政令又は条令に基づく審議会等委員の女性割合、(iii)地方公務員採用試験合格者に占める女性割合、(iv)都道府県・政令指定都市の管理職での女性割合、(3)企業・教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援－(i)管理的職業従事者の女性割合、(ii)研究者に占める女性割合、(iii)大学教員における女性割合、(iv)女性の教員及び校長等の割合、である。「分野3：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」では、(1)雇用の分野－(i)労働局雇用均等室における相談件数、(ii)同上における指導件数、(iii)同上における個別紛争解決の援助、(iv)ポジティブ・アクションの取組状況、(v)一般労働者の所定内給与の性別格差推移、(vi)職場における男女の地位の平等感、(vii)女性の年齢階級別労働力率及び潜在労働力率、(2)母性健康管理対策の推進－数値的指標はなし、(3)女性の能力発揮推進のための援助－(i)教育訓練給付の支給状況、(4)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備－(i)女性の年齢階級別雇用者率とパート・アルバイト率、(ii)性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移、(iii)女性向け創業塾の実績、(iv)「新創業融資制度」利用実績、(v)女性・高齢者起業家支援資金利用実績、(vi)女性起業家数の推移、である。

以上ごく一部分を紹介したに過ぎないが、このような評価をどうみるか。

第一に、以下に指摘する問題点を持つのであるが、政策評価が出されたことによって、今後の足がかりや検討の素材を与えた点は前進というべきであろう。しかし問題点として、第二に、第一次共同参画計画においては数値目標がほとんど設定されなかったこともあり、政策評価が本来的にめざす達成の度合いをみて、政策の効果を数値的に検討し、次の計画で修正・補強等をするというサイクルに組み込まれていない、いわばまだ粗い政策評価である。政策評価の指針・ガイドラインに示されている要請にしっかり応えたものではない。各府省の男女参画関係担当者からの評価報告を列挙した形の評価報告なのではないかと推察されるものである。

第三に、政策効果の発現として選択されている数値指標は、十分な検討を経ているとはいえないのではないかと。①政策効果の発現として、最終的にめざす男女共同参画・男女平等についての代表的指標をとりあげ、その改善の度合いに注目することは、基本的考え方として妥当であろう。しかし、ここに取り上げられている指標は、実は参画計画自体が項目列挙主義に陥っている点に淵源があるのだが、図1や図2に示したインプット→アウトプット→アウトカム、さらには直接的・中間的・最終的アウトカムなどの区分がないまま、軽重様々に列挙されているにとどまる。②図2に示されている数値改善の担い手の区分もない。言い換えると、指標選択が十分な理論的根拠にたつてのものとは思えない〔もとより、NVEC・伊藤編『データブック』でも、計画・政策を対象としなかったこともあり、こういった指標区分をしていない。またこの点での研究展開はいまだない。原因－現状－影響・結果図式に、政策評価の角度からの指標区分を重ね合わせるという、それなりに慎重な検討を要する性質のものだろう〕。

第四に、各府省からの報告を採用しているだろうこともあり、統計を吟味したうえで扱うという点が弱い。労働時間を毎月勤労統計の結果によっているのがその例である。また、GEMをそのまま受け入れて使用してしまっている。以上、評価報告における指標選択と指標値の採用は、吟味されるべき諸点をもつ。

(2)地方自治体における男女共同参画計画・政策の評価 政策評価自体において三重県など一部の

地方が先行し、国レベルは遅れて出発した経緯がある。その国にならって、都道府県でも政策評価の実施は一般化している。地方自治体の政策評価に関しては以下のことを指摘しうる。第一に、地方自治体レベルになると、共同参画に向けて自治体の責任において選択できる政策に限られる、という制約をもつ。このため、その地域の女性と男性の生活における共同参画に向けた前進に対して当該地方自治体の政策が寄与できる度合いはわずかであるかあるいは小さな分野が生じる。地方自治体の政策が及ばない国の政策や企業の体制・政策が、地域の女性と男性の生活の多くを規定しており、自治体の政策のアウトカムとはみなせないことがある。さらに、市町村合併の動きがあつて、計画目標の数値的齟齬や手直しの必要も生じている場合がある。第二に、都道府県レベルでは計画に対応させて政策評価をふくめた男女共同参画白書を多くの都道府県が発行している。とはいえ、政策のすべてについて評価結果が次の政策や予算措置に反映されるというサイクルでしっかり動くところまで行っている地方はいまだ少ない。第三に、しかし他方で、一部の県ではこの評価の具体化やサイクルへの組み込みその他において、また数量評価などの試みで、国よりも先に進んでいる。

<先進的事例－三重県> 前者の例として三重県をあげることができる。三重県の最近版『2006年(平成18年版)年次報告書』(webに掲載：毎年公表)をみると、2005年度の施策目的の評価が、次年度の計画につながるサイクルに組み込まれて検討されている。すなわち、②2002年度に出発した参画基本計画・実施計画の初年度からの実績、さらに「第二次実施計画(平成17年度～18年度)」を示しながら、②施策の目的の叙述において、【誰、何が(対象)】、【抱える課題やニーズは】という状態を、【どのような状態になることを狙うか(意図)】という状態にする、【その結果、どのような成果を実現したい(結果=施策の目的)】にくだいて示し、③数値目標について説明を加え、④評価にあたって、取組と成果、成果を得られた要因、残された課題とその要因、他の施策への貢献までをもとりあげ、⑤総括評価において、未解決又は継続的課題について提言をし、これが、⑥2005年度の政策評価が2006年度の取組における注力や見直しの方向につながるものとなっている。

評価内容が県民にわかりやすい形で示されているのは、「みえ政策評価システム」を早くから打ち出し、試行の上に改善を重ね、施策に浸透してきているからであろう。このシステムの考え方の説明において、数値目標もとりあげている。そこでのまとめ的な叙述は、「数値目標(目的の指標化と目標値の設定)については、目的が明確になり、職員相互で、あるいは県民との間で共通言語として活用していくことができると考えて導入しました。しかし、数値化された目標が全てなのかなど、誤解を招きやすいところであり、これまでの運用の中でも『成果指標』については試行錯誤を重ねてきました。－みえ政策評価システムにおける結論は、評価表の様式に表れているように数値目標だけで評価するわけではないこと、および、評価結果の活用の際しても、たとえば予算額との機械的な連動はありえないということです。－そのため、数値目標の有用性を軽んじるものではありませんが、その限界も踏まえた活用をするべきだと考えています」。この把握は妥当だと考えられる。

<先進的事例－静岡県> 評価にグレードをつけているのが静岡県である。静岡県は、男女共同参画計画「ハーモニックしずおか2010」を実施中であるが、『平成17年度静岡県男女共同参画白書』(2006年1月刊)の第2章(pp.47～133)を平成16年度施策の検証・評価にあてており、中心部分とみうる。計画は、基本的施策(8項目)が、→施策の方向(31項目)→具体的施策(137項目)→個別事業(347項目)と順次分割され、この下位から個別事業の評価(事業評価)→具体的施策の評価(1次評価)→施策の方向の評価(2次評価)→基本的施策の評価(3次評価)→総合評価(総合評価)と積み上げられて、事業所管室から最後は、男女共同参画推進本部にいたる部署によって評価されている。静岡県の評価作業で注目すべき点が多くある、①個別事業の評価にあたって、目標達成度とともに、男女共同参画の視角を5点にわたって取り入れている。②具体的施策の評価において、目標達成度とともに、特に、基本的施策への影響度が3点について、すなわち、(i)事業の目的と基本的施策の目的の合

致度, (ii)事業の対象と基本的施策の目的の整合度合い, (iii)事業効果が基本的施策の推進への効果, について考慮している点は大切である。それぞれを3段階評価にして, 3, 2, 1点を与えて, 合計点としている点の妥当性は問題になろうが。③基本的施策の評価では, 施策進捗度と目標達成度によって評価している点がある。以上は, 数値目標に対応する目標達成度だけでなく関連する要因を考慮に入れている点で重要である。④こういった段階別に点数を付して, 基本的施策の全体評価, 目標達成度, 施策進捗度, および総合評価政策にA, B⁺, B, B⁻, Cの5段階評価を結論としている。⑤これらの5段階評価とともに, 施策の進捗について(組と成果および今後の課題において)と目標数値の達成についてのコメントを加え, 今後に必要な点を指摘している。

静岡県は, 最近さらに平成17年度男女共同参画施策の内部決定を76項目について5段階評価を与えて公表している。これらの独自の試みはいずれも計画・政策の評価論での貢献と思われるが, 基本的政策への影響度の大きさの判断は, 自治体の取組だけでは影響・効果において限界がある点等をふくめ, 何を基準にしたかが明確ではないというらみがある。この点は, 共同の検討課題として残そう。

第四に, 国レベルから地方自治体レベルに降りるとともに, 入手可能な統計が不足してくる。

第五に, 市区町村に注目すると, ここには政令指定都市, 中核都市, その他都市, 区町村のレベルによって状況は異なる。政令指定都市には, 都道府県以上の男女共同参画への取組が行われている場合が多い。そして, 市区町村では全体としては, 政策評価を採用する方向にはあるが, 本格的には広がってはいない。市区町村においては, 都道府県について第一に指摘した問題, すなわち, 市区町村のレベルに応じてであるが, 地方自治体の政策による住民男女の生活での共同参画の促進に対する効果には限界が生じること, また第四として指摘した点, これら政策評価に関わる指標に数値を与える信頼できる統計データの入手可能性が小さくなる。ここでは, 市区町村における男女共同参画についての統計書や政策評価のそれぞれにおいて, 何を指標としてとりあげるべきかが問われる。この点で, 川崎市の『かわさきジェンダー指標に関する報告書』(2001)とこれに依拠して指標値を与えた『かわさきの男女共同参画データブック』(2006)は検討の材料となろう。

市区町村は, 国民が生活している具体的空間そのものであり, 生活各分野での男女平等の様々な形, 格差・差別を具体的に経験する場である。したがって, 統計による確認ができるなら実感をもって受け止められるはずの場であり, 統計研究が重視すべき分野である。しかし, 市区町村の生活は, 国, 都道府県, そして勤務先の企業・組織の制度・政策という枠に規定されて営まれている。このため, 繰り返しになるが, 市区町村の男女共同参画計画の効果は, 限られているし, 統計データの入手可能性, 既存のデータ作成の制度を前提するならば, 小さい。川崎市による指標選択も, 実はこの問題に遭遇しながら行われている。地方自治体における男女共同参画統計の学習・研究の機運が高まりつつある現時点で, この問題の整理が必要である。これはジェンダー予算論にも関わる。しかし, この掘り下げは別な機会に譲ることにする。